令和８年第４回　飯塚市議会会議録第４号

令和８年９月１０日（木曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第９日　　９月１０日（木曜日）

第１　一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（城丸秀高）
これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。２５番　江口　徹議員に発言を許します。２５番　江口　徹議員。
○２５番（江口　徹）
本日、ごみ処理等についてとオートレースについての２問を予定しておりますが、時間の都合上、「オートレースについて」のほうを先に取り上げさせていただきます。
まず、オートレース場の過去５年間の入場者数、売上げ、単年度収支の推移について、お聞かせください。
○議長（城丸秀高）
公営競技事業所長。
○公営競技事業所長（木村尊治）
令和３年度から令和７年度までの５年間について、お答えさせていただきます。
まず、入場者数につきましては、令和３年度が７万１２０９人、令和４年度が７万９１３０人、令和５年度が８万７２０８人、令和６年度が８万４５３１人、令和７年度は８万１３３６人となっております。
年間の総売上げにつきましては、令和３年度が約２２２億円、令和４年度が約２２０億円、令和５年度は約２１９億円、令和６年度が約２４９億円、令和７年度につきましては約２９８億円となっております。
また、単年度収支につきましては、令和３年度が３億５３９８万円の黒字、令和４年度が９９７２万円の黒字、令和５年度が１億５６１万円の黒字、令和６年度が１億１２６１万円の黒字、令和７年度につきましては１億２５６８万円の黒字となっており、単年度黒字を確保しながら累積赤字の縮減を進めているところでございます。
○議長（城丸秀高）
２５番　江口　徹議員。
○２５番（江口　徹）
このオートレースにつきましては、令和３年度に複数回にわたって一般質問をさせていただきました。そのときの一般質問の主な課題というか、なぜ取り上げたのかというと、メインスタンドを３６億円かけて造るという、当時、そのような計画だったんだけれど、果たしてそれが妥当なのかどうかというところを主に取り上げさせていただきました。

昨年、そのメインスタンドが完成し、１年が経過いたしましたが、メインスタンド完成後の集客と収益についてはどうなっているのか、ご案内ください。
○議長（城丸秀高）
公営競技事業所長。
○公営競技事業所長（木村尊治）
メインスタンドがオープンした昨年、令和７年度の入場者数ですけれども、８万１３３６人、有観客の本場開催時１日平均１０５６人となっております。前年、令和６年度の入場者数は、８万４５３１人、１日平均で１０８３人でございましたので、約２．５％の減となっております。
売上げにつきましては、先ほどの答弁での数値は総売上げとなっておりますので、有観客の普通開催、本場のみの売上げで申し上げますと、令和７年度が６億６７２４万５５００円、令和６年度は６億３８５２万２９００円となっておりますので、比べますと２８７２万２６００円の増加となっております。
○議長（城丸秀高）
２５番　江口　徹議員。
○２５番（江口　徹）
今の答弁につきましては、収益ではなく車券の売上げについて、お答えになられました。売上げをお答えなのは結構なんだけれども、収益についてどうなっているのか、メインスタンド単体での売上げ、それから得られる収益についてはどのようになっているのか、令和３年の一般質問の際にも、この点についてお聞きしています。そのとき、利益率について言及があっておりますが、その率で結構ですので、その率を基にご答弁ください。
○議長（城丸秀高）
公営競技事業所長。
○公営競技事業所長（木村尊治）
メインスタンドにつきましては、それ自体、独立した事業として区分経理しているものではございませんので、メインスタンド単体での売上げ、それから収益というものを正確に算出することは困難となっております。オートレース場の現在の収益につきましては、包括的民間委託契約によりまして、収益保証をいただいている部分に基づいて計算されるものになります。この収益保証につきましては、全体の売上げの１．２％プラス１５０億円を超えた分の７％の合計が、収益保証として市に入ってくるものになります。その中から経費を引いた分が、先ほど申し上げました単年度黒字となっております。
○議長（城丸秀高）
２５番　江口　徹議員。
○２５番（江口　徹）
単年度黒字の割戻しで結構なんだけれど、本場での売上げに関する収益は幾らですか。
○議長（城丸秀高）
公営競技事業所長。
○公営競技事業所長（木村尊治）
先ほどの答弁と重なることもありますけれども、メインスタンド単体、または、本場単体のみでの収益というのがお示しすることは困難になります。昨年度につきましては、先ほど申しましたが、１３億９６７８万９９２円が収益保証としていただいている分になります。
○議長（城丸秀高）
２５番　江口　徹議員。
○２５番（江口　徹）
全体の売上げがあるわけでしょう。本場の売上げがありますよね。その比率で、全体の収益を掛けたら、概算ではありますが、メインスタンド単体では出ないということなので、本場に関す

る収益っていうのは計算できるのではないですか。売上げのほとんどがネットですよね。聞いていることが分かっていますか。お答えください。
○議長（城丸秀高）
　暫時休憩いたします。

午前１０時０９分　休憩

午前１０時１５分　再開

○議長（城丸秀高）
　本会議を再開いたします。公営競技事業所長。
○公営競技事業所長（木村尊治）
　失礼いたしました。先ほど議員のほうが言われましたが、令和３年度に利益率について答弁をいたしております。そのときについては、純利益の利益率については２．３８％と答弁しておりますので、これに先ほど答弁いたしました令和７年度有観客の普通開催における本場売上げ６億６７２４万５５００円を乗じますと、純利益は１８６８万円となります。
　令和６年度の有観客の本場開催の売上げにつきましては、６億３８５２万２９００円でしたので、同様に計算しますと１７８９万円、メインスタンド完成後には約７９万円増加しているということになります。
○議長（城丸秀高）
　２５番　江口　徹議員。
○２５番（江口　徹）
　メインスタンドでの純利益については、１８６８万円という形なんです。令和３年度の利益率で計算するとですけどね。３６億円使って、１年約２千万円と考えると、果たして、これを取り戻すのはいつになるんだろうなと思ったりはいたします。
　このメインスタンドの完成前には、当然のことながら、売上げの目標値であったり、維持管理コストの試算をされていることと思います。その計画と実際の１年間との相違点について、お聞かせください。
○議長（城丸秀高）
　公営競技事業所長。
○公営競技事業所長（木村尊治）
　メインスタンド整備を検討しておりました令和２年８月の経済建設委員会へ提出しております当時の試算では、令和７年度の投票券の売上げにつきましては、１７８億３千万円と見込んでおりました。これに対しまして、実際、令和７年度の売上げ実績では、約２９８億円と大きく上回っております。
　維持管理コストにつきましては、空調設備、消防設備、清掃、特殊建築物及び建築設備の定期報告、エレベーター、自動ドア、自動制御設備などの日常的、定期的な維持管理業務や光熱水費が必要となりますが、これらにつきましては、現在、包括的民間委託契約の業務の中に含まれて実施しておりますことから、こちらのほうについては、市のほうで試算というものは行っておりません。
　令和３年９月の一般質問において、維持管理コストについて、延べ床面積で案分すると光熱費は減額するというふうに答弁をいたしておりますけれども、委託事業者に実際のところを確認いたしましたところ、旧第１スタンドを使用していた平成３０年度と令和７年度を比較いたしますと、場内の電気料金が約４１８万円、上下水道料金につきましては約３９５万円の減となっております。

○議長（城丸秀高）
　２５番　江口　徹議員。
○２５番（江口　徹）
　メインスタンドについてお聞かせいただきました。ただ、飯塚オートに関して、まだまだ課題を抱えているというのは、昨日の藤堂議員の一般質問に対する答えでも明らかになったところでございます。令和３年度のメインスタンドの一連の一般質問でも私が言ったのは、きちんと施設の改善計画を立てるべきだと。その中でやっていくべきだと。また、併せて、経営計画、オートレースをどうするんだというやつをきちんと立てるべきだというお話をさせていただきました。メインスタンドの工事については、議会としてゴーサインを出したんですけれど、そのときの議論の中でも、きちんと計画は立てなくちゃならないよねというのは、複数の議員から上がっておりました。そして、それに対して市側は、それについては早急にやりますというお答えであったかと思っています。
　お聞きいたしますが、飯塚オートとしての経営計画、もしくは施設の整備計画についてはどうなっているのか、お聞かせください。
○議長（城丸秀高）
　公営競技事業所長。
○公営競技事業所長（木村尊治）
　経営面につきましては、現在の包括的民間委託の初年度であります令和２年度から、年度ごとの収支状況を検証するとともに、将来の売上げや経費等を見込んだ収支計画表を作成しまして、経営状況の把握に努めておるところでございます。
　また、施設の改善・整備につきましては、施設の老朽化状況や関係団体からの意見等を踏まえまして、改修等が必要となる施設を維持修繕・更新計画として、１０年スパンで策定しております。
○議長（城丸秀高）
　２５番　江口　徹議員。
○２５番（江口　徹）
　遅ればせながらではありますけれど、施設の改善計画についてはできている。それは、令和６年度の決算の成果説明書の中にある事務事業評価シートにも記載されています。その１０年間の改修計画について、詳細に紹介してください。
○議長（城丸秀高）
　公営競技事業所長。
○公営競技事業所長（木村尊治）
　こちらの改修計画につきまして、令和７年度に更新いたしました計画でお答えいたしますと、今年度、令和８年度から令和１７年度までの１０年間の維持修繕・更新計画となっております。
　内容の主なものといたしましては、ロイヤルスタンドの空調設備、管理地区の再整備、第３駐車場及び正門総合建物等の改修、それから競走路、老朽化した第２スタンド等の解体、その他各種設備の更新などを計画しております。
　ただし、この計画につきましては、現時点で今後必要となることが見込まれる改修・更新需要を把握し、その想定時期や規模を中長期的に整理したものでございまして、記載している全ての事業について、実施年度や予算措置までが確定した実施計画ではございません。このため、現時点でそれぞれの概算額につきまして、現在のところ申し上げることができませんので、よろしくお願いいたします。
○議長（城丸秀高）
　２５番　江口　徹議員。
○２５番（江口　徹）

お聞きしたのは、改修の計画を詳細にご紹介くださいということなんです。今、幾つかお答えされましたよね。ロイヤルスタンドの空調設備、管理地区の再整備、第３駐車場、正面総合建物、競走路、第２スタンドの解体等ですね。それを、いつ、おおよそ幾らぐらいでやるのか、それが計画ですよね。それをお聞かせください。

○議長（城丸秀高）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（木村尊治）

繰り返しの答弁になりますけれども、この計画内容につきましては、想定時期や規模を中長期的に整理したものだけでございますので、この内容について、現在、事業費、予算措置まで確定した計画ではございませんので、現在のところ概算について申し上げることはできません。

○議長（城丸秀高）

２５番　江口　徹議員。

○２５番（江口　徹）

予算措置まで確定した実施計画でないというのは百も承知なんです。行政の計画でもそうでしょう。予算なんか、それこそ予算案として出てきて初めて確定するわけですよ。だけれど、その手前でどのような行政需要があるのかをきちんと整理して、計画的に進めなくちゃならないからこそ、改修計画をつくるわけですよね。これは、既に令和６年度につくっていて、もっと前からあったかもしれませんよ。それは、私は確認していませんが、令和６年度についてはもう確認している。そして、今言われたのは、令和７年度に更新したわけですよね。令和７年度に更新した計画でいいので、何を、いつ、おおよそ幾らぐらいでやる計画なのか、それについてお聞かせください。確定していなくても、概算で結構ですよ。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午前１０時２６分　休憩

午前１０時２７分　再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（木村尊治）

先ほど申しましたように、令和８年度以降の計画ということでございますので、令和８年度の分は、ロイヤルスタンドの空調設備を、今年度行うようにしております。

また、管理地区再整備基本計画についても、今年度行うようにしております。そのほかのものにつきましては、今後、予算措置など検討しながら決定していくことになりますので、現在のところ申し上げることができません。

○議長（城丸秀高）

２５番　江口　徹議員。

○２５番（江口　徹）

ロイヤルスタンド空調設備は議案として出ていますよね。存じていますよ。管理地区の再整備に関しては、昨日、答弁がありましたよね。だけれど、この改修の計画は１０年間のスパンでつくっているわけでしょう。予算措置できてない、それはそのとおりでしょう。行政は、そのような中でも、計画を立てながらやるわけですよ。その計画が妥当であるのかどうかを検証するのが、私ども議会の仕事なんです。だから、どういった計画なのか、当然のことながら、順番が変わったりとか、金額が変わる、それはそのとおりですよ。そういうのは前提として分かった上でお聞

きしています。例えば、１０年間でこれとこれとこれをやるんだけれど、今のところ概算としては総額で幾らぐらいです、そのぐらいでも答えられませんか。
○議長（城丸秀高）
　公営競技事業所長。
○公営競技事業所長（木村尊治）
　今後の分につきまして、概算につきましても、現在、精査しているところでございますので、その内容を、今後、精査した後にお示しをしたいと思いますので、今回についてはご答弁できません。
○議長（城丸秀高）
　２５番　江口　徹議員。
○２５番（江口　徹）
　市長、担当はこのように言っておられますが、それでよろしいですか。
○議長（城丸秀高）
　久世副市長。
○副市長（久世賢治）
　公営競技のほうは私のほうが担当いたしておりますので、答弁させていただきます。
　私のほうも担当部のほうから、ただいま質問議員のおっしゃっているような概々算の数字というものは聞いておりません。例えば、管理地区を今後更新していかなければならないということで、今考えているところではございますが、これはお叱りを受けるところであるかもしれませんけれども、例えば、これを現地建て替えにするか、あるいは、レース場内の他の地域に建設するかとか、今現在、いろんな検討をしているというのは聞き及んでおりまして、数字等についても、私のほうでもまだ把握はいたしておりません。ただ、先ほど担当所長も申しましたように、この辺についても、早急に精査するようにしないと、これは計画的に進めていかなければならない事業だと考えておりますので、今後、早急にその辺は精査するように指示いたします。
○議長（城丸秀高）
　２５番　江口　徹議員。
○２５番（江口　徹）
　今、副市長の答弁の中で、まだ金額を聞いていないんだというお話ございました。それこそ、いかがなものかと思うわけですよ。オートレースの問題はずっと前からあるわけです。令和３年度にメインスタンドについては話をずっとしてきて、そのときに、きちんと改修計画をつくるのが必要だというのは、議会からもそういう話が複数あった。そして、既に令和６年度につくっているんだけど、それを聞いていない。それはいかがなものかと思いますよ。とても計画的な行政が行われているとは思えないわけです。きちんとそこについては把握して、それが妥当なのかどうか、公表した上でやっていただかないと。ある程度までは、内部で練るのは必要です。ただ、既に成果説明書の中で、こうやってできていますと書いてあるやつなんです。それが議会に示せないというのは、行政としてはいかがなものかと思わざるを得ません。その点については猛省を求めたいと思います。
　令和３年度の一般質問の中で、一般財源への繰入れについてお聞きいたしました。その際には、令和２３年からはできるようになるのではないかという話でした。そのときに言ったのが、２０年間繰入れをしてこなくて、これから先２０年も繰入れをしないのかと。果たして、オートレースは何のためにあるのかという話をさせていただきました。幸いなことに、ネットの売上げが伸びて、オートレースとしては、回復傾向にあるのは、皆さん御承知のとおりです。その中で、一般財源への繰入れについて、令和２３年から早まるのか、それとも遅くなるのか、その点はいかがですか。
○議長（城丸秀高）

公営競技事業所長。
○公営競技事業所長（木村尊治）
一般会計への繰入れの時期につきましては、現時点で、特定の年度につきましてお示しする段階にはなく、今後必要となる老朽施設の改修などの規模、施設改良基金の残高、それから、令和２３年度までは起債償還があるということで令和３年度には答弁をいたしておりましたけれども、現在では、令和１７年度までで起債償還は終了する状況となっております。また、現在の包括的民間委託契約が終了する令和１２年度以降の事業収支などを総合的に勘案しまして、検討してまいりたいと考えております。
本市といたしましても、将来にわたり安定的なオートレース事業を継続できる財政基盤を確保しつつ、その収益を市財政へ還元していくという両面を踏まえて判断していく必要があると考えております。
○議長（城丸秀高）
２５番　江口　徹議員。
○２５番（江口　徹）
つまり、分からないということなんですね。見通しが立たなさ過ぎるんです。施設整備のための基金は２１億円まで積み上がっていますので、ある程度は、施設改良については対応できるかと思いますが、施設改良のやり方によっては、そこでまた起債をしなくてはならないかもしれないわけです。ぜひ、きちんとした見通しを示してください。施設改善の計画をしっかりと、いつ、ここを幾らでというのはオープンにした上で、こうすると、いついつから一般財源へ繰り入れることができます。飯塚市として、オートレースの目的は一般財源への繰入れですよね。オートレースの存続ではなくて、一般財源への繰入れですよね。ぜひ、その点を忘れずに、しっかりと早期に改修計画を公表していただくことをお願いいたします。
次に、「ごみ処理について」、お聞きいたします。６月の一般質問は、ごみ処理１本でさせていただきました。そのときに確認できたのは、今回の一般廃棄物処理基本計画の見直しの重要性について確認できたと思っています。ただ、それと裏腹に、委員会の場では、住民に対する説明会、そして、住民との対話を避け続ける執行部の姿勢が明らかになりました。
今回、金子議員が一般質問でごみ処理に関して取り上げられました。そこで述べられたのは、一般的なというか、類似団体との平均のところまでごみ処理経費を抑えるだけで、１３億円の財源が生まれるということです。
前回ご紹介した数字では、一般廃棄物処理基本計画の資料にある部分ですが、令和４年度に作成した部分なんですけれど、１人当たりの年間処理経費は、類似団体では平均１万２３４２円です。それに対して、飯塚市は１万６０９７円だと。そして、一番安い埼玉県戸田市は７５５２円。単純に言って、戸田市の倍が飯塚市のごみ処理経費だったんです。
６月の一般質問の中で、これが現状はどうなっているのかというふうな形でお聞きしたら、それについては分からないと。ただ、安くなっているんではないかというのがお答えでした。ところが、金子議員も紹介した最新の評価支援ツールの数字を見ると、１人当たりの年間処理経費については、飯塚市は２万５６０８円です。計画策定時が１万６０９７円でしたので、およそ９千円高くなったと。平均のほうも上がっておりまして、平均が１万４９９９円なんですね。なので、１万円ぐらいやっぱり高いわけです。やはり、ここの見直しをきちんとやらないと、飯塚市としては、とてももったいない話だと思います。
経常収支比率が、もう既に９８％を超えています。投資する余力がないわけですよ。そのことをしっかり意識しながら、お答えをいただきたいと思います。
前回、６月の一般質問において、ごみの収集運搬ルート及び回収品目の見直しについて、検討すべきではないかという質問をさせていただきました。まずは、そこからお答えをお願いいたします。

○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　新たな回収品目の検討につきましては、現在、製品プラスチック及び紙おむつのリサイクルの検討を進めており、ごみ組成分析調査、無作為抽出した３千人の市民を対象としたアンケート調査、医療施設等を対象とした使用済み紙おむつの再資源化に関する意向調査を行っているところでございます。回収品目を増やすことになれば、新たな収集が増えますが、その収集方法については、今後、検討してまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
　２５番　江口　徹議員。
○２５番（江口　徹）
　ごみの収集運搬ルートに関する見直しについての答弁はございません。ということは、見直すつもりはないという理解でよろしいですか。
○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　ただいま答弁したことと重複するかと思いますけれども、回収品目を増やすこととなれば、新たな収集、当然、ルート等もあるかと思います。その方法につきましても、今後、検討してまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
　２５番　江口　徹議員。
○２５番（江口　徹）
　収集運搬ルートについては見直すということでよろしいですか。
○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　申し訳ありません。ルートについて見直すというところにつきましては、委託等になるかどうかはまだあれですけれども、その先でルート等は検討されることだと思っております。
○議長（城丸秀高）
　２５番　江口　徹議員。
○２５番（江口　徹）
　申し訳ない、言っていることが分からないんだけれど、今、お答えになったのは、製品プラスチック及び紙おむつのリサイクルの検討を進めているんですよね。それを増やすことになれば、新たな収集が増えるのはそのとおりだと思うんです。その分の収集運搬ルートについて、新たに設定することはあり得るでしょうね。私が聞いたのは、今ある収集運搬ルートに関して、見直しをする考えはあるのか、ないのかとお聞きしております。
○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　ただいまの収集運搬ルートにつきましては、私どもが委託しております委託先のルートを全て把握はできておりませんので、そのルートの変更というような形、また、この新しい品目ということになれば、ルートをどういったふうに変更なり、決められるのか、そこまでは私どものほうとしましては分かりません。
○議長（城丸秀高）
　２５番　江口　徹議員。

○２５番（江口　徹）
　新たに回収品目を増やすことに決定したとしましょう。何を回収するかは分かりませんよ。そうすると、収集運搬ルートを設定しなくてはなりませんよね。そのときに、どうやってルートを設定するんだって考えると、当然のことながら、それがきちんと妥当なルートであるとか、ベストなルートであるというのが分からないと設定できませんよね。ということは、当然のことながら、今あるルートが正しいのかどうか、それは考えないとならないと思うんですが、そこは考えずに、新たな品目を今あるルートにそのまま乗っけるということですか。そうではないですよね。当然のことながら、収集運搬ルートがそれでよいのかどうか。
　６月の一般質問で言ったのは、座間市の事例だったかと思いますが、パッカー車にＧＰＳをつけて回ったと。そうすると、やっぱり無駄が見えてきたので、それを組み替えることで、収集の余力ができ、その余力で新しい回収品目を付け加えることができたという話なんですよ。６月の一般質問で見えたのは、収集運搬ルートをつかんでいないんですよ。だから、一番遠くにあるどこかに持っていかなくちゃならない。個別収集じゃなくて、ステーションの収集なので持っていかなくちゃいけない。ただ、その距離すら分からないわけですよという形ですよね。
　今回、アンケートを取られたんだけど、この中でも、持っていく所が遠いんだという話すらあるわけです。ある地域は戸別収集なんです。全部、家の前で取って行ってくれるんです。ある地域は持ってこいなんです。遠いとさえ言われている。これをそのまま放置しますかという話です。いかがですか。
○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　ただいま質問議員がおっしゃいましたことにつきましては、確かにステーション方式とございますけれども、もし、この新たな回収品目等を決定すれば、当然、委託業者の皆さんとも協議をしながら、そういうふうなルート等につきましても、協議していくものだと考えております。
○議長（城丸秀高）
　２５番　江口　徹議員。
○２５番（江口　徹）
　非常に見直しに消極的な答弁ですね。いかがなものかと思いますよ。
　次に、６月議会でご答弁いただけなかった分がございます。一般廃棄物処理基本計画の５１ページから７４ページに記載されています基本方針、設定された目標値等々について、どういった目標値が設定されて、現在どのような取組が行われて、そして、進捗状況としてどうなのか、その点についてそれぞれ詳細にお聞かせください。
○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　設定された目標値でございますけれども、まず、食品ロスに対する目標値として、令和１２年度までに５０％削減するというもの。
　２つ目が、水切り施策に対する目標値として、令和１８年度までに１０％削減するというもの。
　３つ目が、努力目標値として、令和１８年度までに５％削減するというもの。
　４つ目が、家庭系ごみ（不燃ごみ及び粗大ごみ）の目標値として、令和１８年度までに１０％削減するというもの。
　５つ目が、直接搬入ごみ（可燃ごみ）の目標値として、令和１８年度までに１５％削減するというものでございます。
　この設定された目標値についての進捗状況につきましては、まず、１つ目の食品ロスに対する目標値につきましては、食品ロスの削減の取組として、「３０１０運動」の推進を実践しており

ます。
２つ目の水切り施策に対する目標値につきましては、広報いいづか等により、市民の皆様に周知を行っております。食品ロスに対する目標値及び水切り施策に対する目標値につきましては、今般の計画の見直しに当たって、検証可能な目標設定となるように設定の見直しを行う予定としております。
次に、３つ目の努力目標値は、リデュース（ごみを減らす）の推進を図る努力目標として設定しております。令和１８年度までに５％の削減を掲げておりました。これにつきましては、計画書の基準年である令和元年度におけるごみの総排出量が４万６１１４トンであったのに対し、令和６年度が４万４７７トンで、１２．２％減少しておりますことから、既に目標値を達成しており、現在行っております計画の見直しにおいて、新たな目標設定を行っていく予定としております。
４つ目の家庭系ごみ（不燃ごみ及び粗大ごみ）の目標値につきましては、計画書の基準年である令和元年度におけるごみの総排出量が２０５３トンであったのに対し、令和６年度が１８９３トンで、７．８％減少しておりますが、今後も啓発活動を通じて、削減を図ってまいりたいと考えております。
５つ目の直接搬入ごみ（可燃ごみ）の目標値につきましては、計画の基準年であります令和元年度におけるごみの総排出量が９９８５トンであったのに対し、令和６年度が８１９２トンで、１８％減少しておりますことから、既に目標値を達成しており、現在行っております計画の見直しにおいて、新たな目標設定を行っていく予定でございます。
○議長（城丸秀高）
２５番　江口　徹議員。
○２５番（江口　徹）
お聞きしたのは、７４ページまでの基本方針であったり、目標値に対して、お答えくださいと言っているんです。今お答えになったのは６１ページ目までですよね。それ以降をお聞かせください。これは、６月議会でも同じことを聞いているわけですよ。そしたら、そのときは答えられなかった。今回、またもう一回、答えられなかったことについてきちんと答弁してくれという話をして、答弁書が返ってきたんだけど、そこが書いていなかったので、きちんとそれをやってくれというのは連絡しているんですよ。お答えください。
○議長（城丸秀高）
暫時休憩いたします。

午前１０時５２分　休憩

午前１１時０４分　再開

○議長（城丸秀高）
本会議を再開いたします。市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
大変失礼いたしました。一般廃棄物処理基本計画の第４章に記載されております３つの基本方針についての進捗ということでございますので、答弁させていただきます。
１つ目の基本方針「住民・事業者・行政が協働・連携した３Ｒの推進」につきましては、行政として７つの取組を掲げております。
２つ目の基本方針「再生利用・再資源化の推進」につきましては、行政として１３の取組を掲げております。
３つ目の基本方針「ごみの適正な収集・運搬・処理・処分」では、５つの施策を掲げておりま

す。
　現在の進捗状況につきましては、ごみの減量化の普及啓発、ごみの分別区分・品目の周知徹底、環境教育の充実、ごみ処理施設の見学・ごみ処理体験、環境美化活動の推進、廃食用油のリサイクルの推進、ペットボトルキャップリサイクルの推進、効率的な収集・運搬体制の構築、高齢者対応の収集サービスの９施策について、着手して行っている状況でございます。
○議長（城丸秀高）
　２５番　江口　徹議員。
○２５番（江口　徹）
　今言われたのは、計画の６５ページ以降、７４ページまでの中で、基本方針の１のみしか答えられてないですよね。最後、環境美化活動の推進だったでしょう。もう一度、基本方針２以降をお答えください。
○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　２つ目の基本方針「再生利用・再資源化の推進」につきましては、行政として１３の取組を掲げております。
　そして、３つ目の基本方針「ごみの適正な収集・運搬・処理・処分」では、５つの施策を掲げております。
　先ほど答弁させていただきました現在の進捗状況としましては、ごみの減量化の普及啓発、ごみの分別区分・品目の周知徹底、環境教育の充実、ごみ処理施設の見学・ごみ処理体験、環境美化活動の推進、廃食用油のリサイクルの推進、ペットボトルキャップリサイクルの推進、効率的な収集・運搬体制の構築、高齢者対応の収集サービスの９施策につきましては、着手して行っている状況でございます。
○議長（城丸秀高）
　２５番　江口　徹議員。
○２５番（江口　徹）
　お聞きしているのは、もともとどういった部分があって、それに対する目標とか方針はこのような方針で、現状どういった状況にありますという２つをお聞きしているんです。丁寧にお答えいただけますか。
○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　ただいまの質問に対しましては、各施策について取組を行っているという状況でございますという答弁でございます。
○議長（城丸秀高）
　２５番　江口　徹議員。
○２５番（江口　徹）
　施策は十分に行えている。これはもう完全なんだというお答えだということですか。それとも、施策をやっているにしてみても、いろんな段階があるわけでしょう。やり始めたばっかりだから、十分効果を発揮するまで時間がかかるわけですよね。もともとこういった目的でやっているんだ。それが今こんな状況なんだ。それをお聞かせください。
○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　基本方針１の施策としまして、「ごみの減量化の普及啓発」ということで、こちらのほうにつ

きましては、市民の皆様にごみ収集カレンダーの配布やリチウム電池の回収の周知。また、「レジ袋、過剰包装の削減」につきましては、ホームページでの啓発。「３切り運動」につきましては、ホームページ等での啓発、また、３０１０運動の周知・推進。「食品廃棄物・食品ロス」につきましては、食品ロス削減プロジェクト等のホームページの啓発。「ごみの分別区分・品目の周知徹底」につきましては、冊子の配布。「環境教育の充実」につきましては、サイエンスモール・エコスタ・出前講座等の開催。「ごみ処理施設の見学・ごみ処理体験」につきましては、毎年、清掃工場・クリーンセンター等の見学を行っており、「環境美化活動の推進」としまして、ボランティア袋の配布、ごみ回収等を行っております。

基本方針２としまして、現在のところ「リユースの推進」、「古着、古布のリサイクル」、「リサイクル製品の利用拡大」、「拠点回収」、「資源回収の推進」につきましては、検討しておりますけれども、具体的な取組とまでは至っていないところがございます。「廃食用油のリサイクルの推進」につきましては、現在、燃料・塗料等に再利用、また、廃食用油等につきましては、本庁・各支所等での回収等を行っております。続きまして、「ペットボトルキャップリサイクルの推進」につきましては、プランター・定規等に再利用する活動を行っております。

基本方針３としまして、「効率的な収集・運搬体制の構築」というところにつきましては、粗大ごみの委託化による見直しを行ったところでございます。また、「事業系廃棄物の指導・監督」、「事業系廃棄物の排出量の実態調査」につきましては、現在のところ取組内容について検討している状況でございます。「高齢者対応の収集サービス」につきましては、ふれあい収集ということで実施を行っております。「在宅医療廃棄物の適正な排出の徹底」につきましては、現在、検討中ということでございます。

○議長（城丸秀高）

２５番　江口　徹議員。

○２５番（江口　徹）

不誠実な答弁だと思いますよ。今の中でも、飛ばしたところがありますよね。最後のほうでは、基本方針３の施策３「事業系廃棄物の排出量の実態調査」は言及なしですよ。ほかにも複数言及なしがございました。ずらずらずらっと、施策１は何でとかいうふうな形で言わないから、聞いているほうは分からないんです。１から４に飛んでも分からない。

この中で、ちょっと幾つかお話を聞きたいと思います。施策２「レジ袋、過剰包装の削減」についてなんですけれど、「各主体での施策取組み」に関しては、事業者及び行政は「事業者及び店舗等に対してレジ袋の削減などの協力依頼を行う。」とあります。そして、「協力を得られた店舗等を広報にて紹介する。」とあるんですが、レジ袋、過剰包装の削減について、ここ３年の中で、協力依頼をどのような形で行ったのか、お聞かせいただけますか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

「レジ袋、過剰包装の削減」につきましては、ホームページでの周知、イベント等での周知というような形で啓発させていただいているところでございます。

○議長（城丸秀高）

２５番　江口　徹議員。

○２５番（江口　徹）

いや、事業者に対する周知でしょう。ホームページに掲載してそれで終わりなんですか。これこれこういうことで、ぜひ、過剰包装、レジ袋で具体的にこういったことに関して、避けていただけませんかというお話をするべきところじゃないですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）
　先ほど答弁いたしましたけれども、各種イベント等でも啓発等を行っていくようにしておりますので、事業者さん方にも広げていきたいというふうに考えております。当然、今後も周知は続けていきたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
　２５番　江口　徹議員。
○２５番（江口　徹）
　イベントで周知をするんでしょうかね。ホームページで周知するんでしょうかね。事業者に対する周知でしょう。きちんとターゲットを絞って、考えてやらないと、多分、届いていないと思います。そういったものがいっぱいあるんです。
　飛ばしたところの中で、最初にしてきた「事業系廃棄物の排出量の実態調査」並びにその上の「事業系廃棄物の指導・監督」について、どのようになされているのか、お聞かせください。
○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　先ほど長く説明させていただいたとき、基本方針３で、私の説明の仕方が悪かったのかと思います。申し訳ございません。「事業系廃棄物の指導・監督」及び「事業系廃棄物の排出量の実態調査」につきましては、現在、手法等について検討させていただいておりますので、現在のところ行っておりません。
○議長（城丸秀高）
　２５番　江口　徹議員。
○２５番（江口　徹）
　この処理計画は皆様方がつくられたものです。そして、結構いいことも書かれているんですよ。ちゃんとやったらね。
　基本方針３の施策１「効率的な収集・運搬体制の構築」にこう書いてあります。「これまでの収集運搬体制の見直しを行い、現状及び将来におけるごみ発生状況やごみ処理のシステムに合わせた最適な収集運搬体制の構築を図ります。また、収集車両が侵入できない狭い道路における収集方法等においても調査・対策を行います。」とあるんです。これをやるんだったら、当然のことながら、今どういった収集ルートで、どのぐらいのごみが集まっていると。そして、それの変化をつかんでいないと最適な収集運搬体制なんか構築できないんですよね。
　見直しのスケジュールに関してお聞きいたします。６月の協働環境委員会で見直しのスケジュールが示されました。これを見ると、素案の作成が７月中旬から８月中旬にかけてなんです。そして、それが終わってから市民等からの意見聴取（アンケート）と書いてあるんだけど、私どもというか、私は少なくとも、このアンケート、市民等からの意見聴取に関しては、できた素案に対してどう思われますかというパブリックコメントであると考えていました。そして、当然のことながら、素案の作成が８月の真ん中なんで、私ども協働環境委員会は８月１９日にあったんで、当然、素案が出てくるんだろうなと思ったら、素案も出てこずに、何も報告なしだったんです。
　減量化目標の再設定が、８月から１０月末にかけてというのがスケジュールなんです。これを見ると、１０月末には、計画の見直しについて終えたいというふうなところが透けて見えていたんですが、現状、全然違うスケジュールで進んでいるように思うんですが、一体どうなっているのか、お聞かせいただけますか。
○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）

スケジュールの進捗で、現在の進捗はどのようになっているのかということで、ご回答させていただきます。

まず、ごみの組成分析調査でございますが、本年６月２５日に実施しております。可燃ごみにつきましては、６月２６日に予定をしておりましたが、雨天が続きましたことから、含有水分量への影響を考慮し、７月２３日に実施したところでございます。

次に、７月１３日から８月７日までの約１か月間、「一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する市民意識調査」をインターネット、本庁・各支所・各交流センター窓口で実施し、現在集計を終えたところでございます。

また、ふくおか県央環境広域施設組合及び関係市町と共同での無作為抽出によります「一般市民を対象としたごみ排出量削減に関する住民意向調査」について、抽出件数等の調整を終え、２市１町で実施する予定となっており、調査期間につきましては、令和８年９月１７日から１０月２３日までとなっております。

併せて、医療機関等を対象といたしました「使用済み紙おむつの再資源化に関する意向調査」を９月１日から１８日まで実施しており、約１５０施設を対象に調査を行っております。

ごみ減量化に向けた施策の検討に関しましては、６月の協働環境委員会でお示しいたしましたスケジュールからは若干遅れておりますが、現計画における既存施策につきましては、改定後の計画におきましても、引き続き、推進してまいりたいと考えております。

なお、新たな施策設定に当たりましては、アンケート調査結果等を勘案する必要があると考えておりますので、アンケート結果集計後、検討してまいりたいと考えております。

また、本計画に市民の皆様の意見を反映することを目的に、市民意識調査を実施したこともございまして、現在素案の作成までは至っておりません。素案の作成後には、速やかに報告をさせていただきたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

２５番　江口　徹議員。

○２５番（江口　徹）

パブリックコメントはやらないのか。どうなんですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

ただいま説明させていただきました素案の作成を行った後、パブリックコメント方式による市民意見の聴取をさせていただきたいと思っております。

○議長（城丸秀高）

２５番　江口　徹議員。

○２５番（江口　徹）

最低の最低は、そこは必要でしょうね。おとといの金子議員の一般質問の中で、このように答えられているんです。「アンケートから何が分かったかというと、市民の皆様のごみ減量化に対する意識の高さは認識することができた」と言われました。もう一つは、「ごみの発生・抑制に向けた施策の重要性、また、その施策は、行政だけではなく、市民の皆様との連携が必要不可欠であるということが、今回のアンケートにより再認識することができた」ということなんですね。考え合わせると、実際に作業していただくのは市民の皆様方と考えたら、パブリックコメントだけでいいのか。ずっとこだわりますが、住民の方々にこれこれこういう形でやろうと思っているんだけどどうだろうというやつを、きちんと説明した上でやること、対話することが必要だと思っています。

あと必要なのは、決め打ちではなく、様々な面での検討が必要だと思っています。当初、一番最初のほうで、プラスチックと紙おむつについては、新しい回収を考えていると言われた。ある

意味決め打ちですよ。それだけではなく、これを分別回収したらどのようになると、そういった分も合わせてやらなくちゃいけないと思っています。
○議長（城丸秀高）
　江口議員、発言をやめてください。（　発言する者あり　）
　１４番　田中裕二議員に発言を許します。１４番　田中裕二議員。
○１４番（田中裕二）
　質問通告に従いまして一般質問をさせていただきます。私、先月末にのどの手術をしたものですから、声が出せない、出ない状態でございます。お聞き苦しいかと思いますし、聞き取りにくいかと思います。事務局の皆さん、声を拾ってください。お願いいたします。もう要らんこと言わんで、ポイントだけをお聞きいたしますので、よろしくお願いいたします。
　今回、前回６月議会に引き続きまして、「山本作兵衛コレクションについて」、また、「自治会の在り方について」、以上２点について質問させていただきます。
　初めに、山本作兵衛コレクションでございますけれども、山本作兵衛さんから寄贈された作品についてお尋ねいたします。前回の質問の際に、山本作兵衛さんから寄贈された作品は、合計２７点の炭坑記録画を所蔵していると、このような答弁がございましたが、間違いないのかどうか、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　２７点で間違いございません。
○議長（城丸秀高）
　１４番　田中裕二議員。
○１４番（田中裕二）
　２７点ということでございますが、前回も言いました「世界の記憶」に作兵衛さんの作品が登録されていますけれども、この「世界の記憶」は、真正性、本物であるということが確認され、適切に保存・公開されている資料であることが基本的な登録条件となっておりますが、今、答弁がありました２７点は真正性が確認されているのか、併せまして、保存状態はどのようになっているのか、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　市が所蔵いたします２７点中、２２点につきましては、飯塚市が山本作兵衛氏より寄贈いただいたものになります。そのほか５点につきましては、前所有者が山本作兵衛氏より、直接、作品を受け取り、その後、市が寄贈を受けたものでございます。そのため、真正性は確認されております。
　保存状態についてでございますが、寄贈の際、既に破損していた１点以外は良好な状態を保っております。
　なお、さきの６月議会での答弁と重複いたしますが、計２７点のうち、原本５点と複製１点を飯塚市歴史資料館、原本５点と複製３点を旧伊藤伝右衛門邸にて公開しております。残りの作品につきましては、飯塚市歴史資料館の収蔵室にて保存している状況でございます。
○議長（城丸秀高）
　１４番　田中裕二議員。
○１４番（田中裕二）
　今月末に予定されております追加登録の申請に対しての市の考え方について、お尋ねいたします。

前回の質問の際に、追加登録の申請に飯塚市として協力する意思はあるのかと、このような質問に対しまして、武井市長から、本市においても関係自治体と共に協力し合いながら進めてまいりたいと考えていると、このような答弁がございました。間違いないですね。確認です。
○議長（城丸秀高）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
間違いございません。
○議長（城丸秀高）
１４番　田中裕二議員。
○１４番（田中裕二）
武井市長、先ほど答弁がありました２７点の作品を御覧になられましたか。
○議長（城丸秀高）
武井市長。
○市長（武井政一）
見ております。
○議長（城丸秀高）
１４番　田中裕二議員。
○１４番（田中裕二）
追加登録の作品候補としての選定作業について、お尋ねいたします。先ほども言いました今月末に予定されております文部科学省との打合せまでに、どの作品を追加登録候補作品として選定するか、この選定作業を行う必要があると思います。来られたときにこれをしたいんだというのを具体的に示す必要があると思いますが、この２７点の作品のうち、何点の作品を追加登録するお考えなのか、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
２７作品のうち、先ほどもお答えさせていただきましたが、保存状態がよい２６点の作品を候補として考えております。今後、この２６点を追加登録候補とすべく、関係市町村と検討してまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
１４番　田中裕二議員。
○１４番（田中裕二）
ぜひ、よろしくお願いいたします。この質問はこれで終わります。
続きまして、「自治会の在り方について」、質問させていただきます。先日の一般質問等でかなり重複している部分がございますが、よろしくお願いいたします。
まず初めに、自治会に対しての本市の考え方について、お尋ねいたします。前回の質問の際、「自治会は住みよい地域づくりのために、市として不可欠な組織と考えており、自治会加入率が低下していけば、自治会としての機能が果たせなくなり、市にとって行政運営を行っていく上で、様々な面において支障が出てくると想定されるため、自治会の必要性は大変重要なものだと認識している」と、このような答弁がございました。今も同じだと認識していいのか、確認です。
○議長（城丸秀高）
市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
質問議員が言われますとおり、自治会は重要な組織という形で認識しております。
○議長（城丸秀高）

１４番　田中裕二議員。
○１４番（田中裕二）
それで、飯塚市にとっても必要な自治会の加入率が低下しているようでございます。さきの一般質問でもございました。現在の飯塚市の自治会加入率はどのようになっているのか、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
直近の数字で申し上げますと、令和８年５月末現在、世帯数６万４６３８世帯に対し、加入世帯が２万９２４０世帯でございまして、加入率４５．２４％となっております。
○議長（城丸秀高）
１４番　田中裕二議員。
○１４番（田中裕二）
ずっと減少傾向が続いていますよね。ちょっと前まで５０％をちょっと超えていましたけども、今４５．２４％ですね。半分以上はもう加入されていないということでございますが、加入率増加に向けて様々な取組をされていると思いますが、新しい取組としてどのような取組をされているのか、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
今年度より新たな取組といたしまして、オンラインを活用した自治会加入の電子手続を開始いたしております。具体的には、これまでは転入者には市役所及び交流センターにおきまして、紙媒体で訪問承諾書の提出をお願いいたしまして、自治会長が訪問いたしておりました。
新たに電子申請による手続が可能となるよう、二次元バーコードをスマートフォン等で読み込み、自治会加入等申込みフォームに必要事項を記載し、送信することで、電子申請を可能とするものでございまして、加入手続の簡素化を図っております。
また、飯塚市自治会連合会の加入促進部会と連携いたしまして実施する新たな取組といたしましては、新しく転入された方にお住まいの自治会の活動や魅力が一目で分かる独自チラシのフォーマットを作成することといたしております。
併せまして、各自治会のすばらしい取組事例を可視化・共有することで、他自治会の課題解決のヒントとなるような自治会活動の事例集を作成することといたしております。
今後も自治会連合会を中心に各自治会と協働いたしまして、自治会への加入を促進する取組を積極的に行ってまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
１４番　田中裕二議員。
○１４番（田中裕二）
今の答弁に対して深く聞きたいんですけど、声がこんな状態なので、次に行きます。
現在の市内自治会の実質的な活動状況について、お尋ねいたします。
前回の質問の際に、市内自治会の廃止や休止などの状況は、過去５年間で４つの自治会が廃止し、６つの自治会が休止中となっており、現在、市内では２７０自治会が実質的な自治会活動を行っていると、このような答弁がございました。その後、どのような状況になっているのか、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）

前回、自治会についての一般質問につきましては令和６年１２月定例会でございました。それ以降の状況といたしましては、廃止した自治会が１つ、休止した自治会が３つとなっておりまして、現在、２６６自治会が活動を行っております。自治会長の後任がいないことなどが廃止や休止に至った主な理由となっております。

○議長（城丸秀高）

１４番　田中裕二議員。

○１４番（田中裕二）

４つ活動されてないということでございますが、では、自治会が廃止することによって、どのような影響があるのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

自治会が廃止になりますと、こどもや高齢者の見守り、地域交流は減少し、地域の課題解決力の低下、また、防災・防犯活動の低下などが懸念されます。

併せまして、地域清掃や共有施設の維持、犯罪防止、防災対策などの新たな課題が生じる可能性があり、地域社会に様々な影響が出てくるものと考えております。

○議長（城丸秀高）

１４番　田中裕二議員。

○１４番（田中裕二）

今後の取組について、お尋ねいたします。地域清掃や共有施設の維持、犯罪防止、防災対策等に影響があるとのことでございますが、前回の質問の際に、廃止・休止している自治会にお住まいの方には市報等の配付、行政からのお知らせも行えない状況となっているということでございますので、飯塚市民に変わりがないわけでございますので、何とかしなければいけないと思うがどのように対応するのか、しっかり検討していただきたいと、このような要望をしておりましたが、その後検討したことがあるのか、あるのであればどのような内容で検討されたのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

質問議員が言われますように、廃止・休止自治会におきましては、住民の一部の方が代表者的に市報等の配付を行っている地域を除き、配付がなされてない状況もございます。このため、問合せがあった際には、市ホームページでの確認、また、飯塚市公式ＬＩＮＥなどのデジタル手段の活用、併せまして、公共施設での取得をご案内いたしている状況でございます。

本市では、自治会を通じた市報等の配付を原則といたしておりますが、質問議員が言われますように、自治会加入率が５０％を切っている現状もございます。自治会の機能維持を図りながらも、どのような対応が適切であるか、引き続き、自治会連合会と協働いたしまして、対応策について、考えてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

１４番　田中裕二議員。

○１４番（田中裕二）

最後に、防犯灯について、お尋ねいたします。防犯の中でも、防犯灯の件は深刻な問題だと言えると思います。前回の質問の際に、防犯灯に関しては市全体の電気代が１７６４万円と答弁がありました。先日の一般質問の際には約１９５０万円と、このような答弁がございましたが、電気代はぜひ市が負担していただくよう検討していただきたいと、このように前回の質問で要望しておりましたが、その後検討されたのか、この点をお尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）
　総務部長。
○総務部長（日高政徳）
　自治会が管理する防犯灯につきましては、自治会連合会自主防災部会において協議を進めております。その部会からも、自治会に対する何らかの支援制度を設けてほしいとの要望が出されております。この何らかの手だてに取り組まなければ、現状のままの防犯灯の維持は難しいのではないかと認識はしております。
　引き続き、自主防災部会、関係課と協議を行っていきたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
　１４番　田中裕二議員。
○１４番（田中裕二）
　御承知のとおり、お隣の嘉麻市は数年前から防犯灯の電気代は市が負担しております。直方市も今年４月から市が負担しております。今、答弁で、自治会連合会と支援制度を検討しているということでございますが、何らかの手だてに取り組まなければいけないという部長の答弁もございました。それにかかる諸経費等を考えれば、全額を市の負担とするのとさほど変わりがないんじゃないかと、このように思いますし、自治会加入者、また、未加入者の不公平感をなくすためにも、ぜひとも、全額を市で負担していただきますように強く要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。
○議長（城丸秀高）
　暫時休憩いたします。

午前１１時４２分　休憩

午後　０時５９分　再開

○議長（城丸秀高）
　本会議を再開いたします。２３番　兼本芳雄議員に発言を許します。２３番　兼本芳雄議員。
○２３番（兼本芳雄）
　通告に従い、順次、一般質問を行います。
　長引く物価高騰の中、市民の皆様の暮らしはかつてない厳しさに直面しています。今、地方自治体に求められているのは、効果の見えない大規模な開発や箱物整備に公金を投じることではなく、日々の暮らしにあえぐ市民の痛みに寄り添い、生活の負担を軽減し、手取りを直接増やす確かな手だてを打つことだと思っております。
　今回は、危機的な状況にある国民健康保険の財政と市民負担の現実、全国から寄せられた貴重なふるさと納税の使途のゆがみ、そして、箱物頼みから生活重視へとかじを切る地域経済の在り方について、執行部の見解を伺ってまいりたいと思います。
　それでは、本市の国民健康保険税の現状と子育て世代、働く世代への重い負担の実態について、伺ってまいります。
　飯塚市の被保険者１人当たりの国民健康保険税負担額は幾らになりますか。本市の国民健康保険税率は、福岡県内の市町村と比べて高いのか低いのか、現状の県内順位と具体的な水準について、お答えください。
○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　本市の国民健康保険被保険者１人当たりの国民健康保険税は、「国民健康保険の実態（令和

６年度版）」によりますと、７万８２０６円となっております。また、福岡県の平均は１人当たり９万２５４４円となっております。飯塚市は福岡県内６０市町村の中で１２番目に低く、高いほうから見て４９番目の国民健康保険税額ということになっております。
○議長（城丸秀高）
　２３番　兼本芳雄議員。
○２３番（兼本芳雄）
　約２万２千人の国民健康保険加入者のうち、年齢層の分布というのはどうなっていますか。また、子育て世代や働く世代などが該当する、家計の負担感が最も重い中間所得層や高所得層はそれぞれ何パーセントを占めていますか。
○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　本市の国民健康保険加入者の年齢層の分布は、０歳から２０歳未満が１１．３％、２０歳から６５歳未満が４７．５％、６５歳から７４歳未満が４１．２％となっております。
　また、所得層につきましては、国民健康保険が世帯課税のため、世帯所得での分布をお答えいたします。なお、所得は２００万円以上として答弁させていただきます。２００万円から４００万円未満が１５．１％、４００万円から６００万円未満が４．５％、６００万円から８００万円未満が１．９％、８００万円から１千万円未満が０．７％、１千万円以上が１．１％となっております。
○議長（城丸秀高）
　２３番　兼本芳雄議員。
○２３番（兼本芳雄）
　国民健康保険の赤字を埋める直近の国民健康保険給付費等準備基金の取崩し額が令和４年度の７５０万円から令和７年度には２億６千万円へ急激に膨らみ、国民健康保険の財政危機が一気に深刻化しているというふうに私は考えていますが、その数字と時系列の事実に間違いはありませんでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　本市の令和４年からの基金取崩しの推移は令和４年度７５０万円、令和５年度４千万円、令和６年度１億１千万円、令和７年度２億６千万円と、基金の取崩し額は増加傾向にございます。令和７年度の取崩し額が高くなっている理由としましては、県補助金である特別調整交付金が例年より９千万円の減額となったこと、また、翌年度に返還となる国、県補助金返還金として９千万円を確保したためでございます。
　しかしながら、これらを除きましても８千万円の財源不足となっております。国民健康保険の財政危機とまではございませんが、国民健康保険財政運営の見直しを検討する時期にあると考えております。
○議長（城丸秀高）
　２３番　兼本芳雄議員。
○２３番（兼本芳雄）
　令和８年３月に市長が専決処分で飯塚市国民健康保険税条例を改定された際、既にこのままでは貯金が底をつくと分かっていたのか。その認識と市民への負担額を避けるために担当部署へどのような具体的な指示を出されたのか、市長、お答えいただけますでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）
国民健康保険給付費等準備基金の年度末残高につきましては、近年、減少傾向にあることは認識しております。議員がおっしゃいました令和８年３月末の専決処分につきましては、国民健康保険税基礎課税額分の賦課限度額の引上げ、低所得者の均等割、平等割の減額対象範囲の拡大でございましたが、医療保険課の検討の中で、その影響額の試算は１５３万円の減収と、基金への影響は極めて低いものと思っております。
一方で、令和８年度、９年度の国民健康保険税率改正につきましては、昨年８月、飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問を行い、令和８年１月に答申が提出されております。
その内容につきましては、令和８年度、９年度の収支状況を試算したところ、赤字の見込みではあったが、保険給付費等準備基金の一部取崩しにより財源を補うことで、国民健康保険事業の運営の保持が可能であるということ。さらに、令和８年度から導入される「子ども・子育て支援金制度」の構築に伴い、国民健康保険税増額が避けられない状況であるという答申を参考に、令和８年度、９年度の税率改正は、新たな子ども・子育て支援金分以外は行わないという判断に至ったものでございます。
なお、飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会では、毎年、本市の国民健康保険財政状況を確認し、特別な事情がなければ２年に１度、税率の見直しを検討することとしておりますので、国民健康保険給付費等準備基金の枯渇については考えにくいものと思っております。
○議長（城丸秀高）
２３番　兼本芳雄議員。
○２３番（兼本芳雄）
今、部長に答弁いただきましたが、それは市長の言葉ですか。私は専決処分の状況に対して、市長はどのように考えて指示を出したかということをお伺いしたんですけども、そのように捉えてよろしいんでしょうか。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
そのとおりでございます。
○議長（城丸秀高）
２３番　兼本芳雄議員。
○２３番（兼本芳雄）
市長が答えられたということですね。市長は今、専決処分の影響は１５３万円の減収と、軽微であり、２年ごとに見直すから基金枯渇は考えにくいと答弁されましたよね。
しかし、私が令和８年６月の委員会でも指摘しましたけれども、令和４年からの４年間で、最初の令和４年度が７５０万円、令和５年度４千万円、令和６年度１億１千万円.、令和７年度２億７千万円、令和３年度以前の取崩しはないんです。何と、７５０万円から２億６千万円というと、３０倍以上の基金の取崩しが行われているんですよ。毎年１億円以上の基金の取崩しが続いているというこの現実を踏まえれば、影響は軽微とか基金の枯渇は考えにくいという認識は、市民感覚との大きな乖離があると言わざるを得ません。国民健康保険財政の現状をもっと深刻に受け止め、将来を見据えた対応を求めたいと思います。
そこで、前回の協働環境委員会で課長が答弁されましたように、毎年１億円以上の基金の取崩しが必要であれば、今、約５億３６００万円残っている基金は、計算上、あと何年で完全にゼロになりますか、具体的な年数をお示しください。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）

基金の取崩しの推移につきましては、先ほどご答弁させていただきました。特に、令和７年度の基金の取崩し額２億６千万円につきましては、特別な増額理由として、令和８年度の国、県補助金返還金９千万円がありますので、これを除いた１億７千万円を令和７年度の基金取崩し額として考えた場合、令和５年度から令和７年度の直近３か年の基金取崩し額の平均は約１億７００万円となります。令和７年度末の基金残高約５億４６００万円を単純計算しますと、５年で枯渇する計算となります。

しかしながら、令和７年度は県補助金が例年より９千万円低くなるなど、突発的な歳入減も生じており、今後の基金取崩し状況は見込みにくい状況がございます。また、国が進める保険料水準の統一の動きもあり、本市の国民健康保険特別会計における国、県補助金の歳入、県に納める事業費納付金の歳出も今後大きな変動が予想されます。そのため、県の動向を確認しつつ、今後の国民健康保険財政の安定的運営に努め、保険税率設定につきましては、飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮りながら、慎重に検討していく必要があると考えております。

○議長（城丸秀高）

２３番　兼本芳雄議員。

○２３番（兼本芳雄）

市長、これはやっぱり枯渇するおそれがあるんじゃないんですか。６月議会で課長が答弁したのは適正な保険税率の審議や歳入の増と言われたんですよね。この歳入の増とは市民であり、とりわけ働く現役世代への実質的な国民健康保険税の増税を想定しているんでしょうか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

先ほどの答弁と繰り返しになりますけども、令和７年度の答申により、令和８年度、９年度の収支状況は、保険給付費等準備基金の一部取崩しにより財源を補うことで、国民健康保険事業の運営の保持が可能であり、令和８年度から導入される子ども・子育て支援金制度の構築に伴い、国民健康保険税増額が避けられない状況であることから、今回は税率の改正を行わないという飯塚市の判断でございます。

しかしながら、今後につきましては、医療費適正化事業や収納率向上の取組をより強化しながら、国民健康保険財政の安定化に努めるとともに、本市の基金を含めた国民健康保険財政状況の調査分析を行い、飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会で審議の上、税率改正となる可能性はあると考えております。

なお、飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会への次回諮問は、令和１０年度、１１年度の税率を令和９年度に実施する予定としております。また、保険料水準の統一に向けた国、県の動きもありますことから、統一年度に向けての調整も、今後、本市の税率改正に影響してくるものと考えております。

○議長（城丸秀高）

２３番　兼本芳雄議員。

○２３番（兼本芳雄）

何か難しい言葉で言われましたが、今、税率が上がるんじゃないかということを言われたという認識でよろしいですか。現在の税率のまま基金の取崩しをやめて、平均約１億７００万円の基金取崩しを解消するためには、国民健康保険加入者全体の所得総額、あるいは１世帯当たりの平均所得があと幾ら、もしくは何パーセント向上すればよいかという試算値があればお示しください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

国民健康保険税は、応能割と呼ばれる所得割と応益割と呼ばれる平等割、均等割がございます。応能割と応益割の比率は半々程度に設定することとなっておりますが、今回は比率を考慮せずに試算いたしました。また、軽減対象になる世帯につきましては、軽減前の税額で試算しております。国民健康保険税は世帯で課税するため、１世帯当たりの所得金額でお答えいたします。

令和８年度の当初賦課では、国民健康保険世帯数は１万５８４７世帯、介護保険分の世帯数は６２７９世帯となっております。基金の取崩し平均金額１億７００万円を解消するためには、１世帯当たり年間約６万２千円の所得向上が必要であると試算いたしております。

○議長（城丸秀高）

２３番　兼本芳雄議員。

○２３番（兼本芳雄）

年間約６万２千円の所得向上が必要であるということですね。もし、その所得向上ではなく、税率引上げという負担を選んだ場合、現役世代の市外流出というのを招くんじゃないかと思っています。この市民への負担増路線は、市長が掲げる人口社会増や移住・定住促進という最重要方針と完全に矛盾するのではないのかと思いますが、市長、どうお考えでしょうか。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

国民健康保険税の在り方につきましては、定住インセンティブや特定の政策目的の中で捉える性質のものではなく、誰もが等しく享受すべき医療のセーフティネットをいかに持続させていくかという社会保障の根幹に関わる課題として、取り組むべきであると考えております。

質問議員がおっしゃいますように、現役世代への負担感に対する懸念はしっかりと受け止めつつ、社会保障制度の持続可能性を堅持するとともに、これまでどおり、魅力あるまちづくりに向けた定住促進策にも引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

ただいまの市長の答弁に関連いたしまして、補足してご説明させていただきたいと思います。国民健康保険税の改正に当たりましては、議員がご懸念の現役世代を含め、被保険者の皆様の負担が少しでも過重なものとならないよう、国や県に対し、財政支援の拡充や制度の持続可能性を高めるための要望を継続して行ってまいります。

また、今後は県の動向をしっかりと注視、確認しながら、中長期的な視点に立った国民健康保険財政の安定的運営を図るため、飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会にお諮りし、専門的な見地からも慎重にご議論いただきながら、今後の適正な国民健康保険税率の設定に向けて、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

２３番　兼本芳雄議員。

○２３番（兼本芳雄）

これは、今までの答弁を伺って内容を再確認したんです。先ほど、増税のかじを切ろうとするのかどうかという話をさせていただきました。でも、前提に飯塚市の国民健康保険税は、１人当たり平均７万８千円で、県内で下から１２番目に安いから引上げの余地があるのではないかと認識していると、私は考えています。

しかし、これは明らかな平均値のわなではないかなと思います。本市の国民健康保険世帯は、先ほどの答弁で計算すると所得２００万円未満が約７７％になるんです。さらに６月の協働環境委員会での課長答弁によれば、国民健康保険税の法定軽減を受けている世帯は８５５６世帯、実に全１万５８４７世帯の５４％になります。この多数の低所得軽減世帯の皆さんの金額が低くな

るということによって、全体の平均額が低く見えているというふうに過ぎないのではないのかなと考えております。国民健康保険加入者の５４％が法定軽減を受けておられます。３人に１人ですよ。３４％の方が約７割軽減なんです。この事実は単なる医療保険の数値ではなく、国民健康保険加入世帯に低所得世帯が非常に多く、市民の所得や負担能力に大きな課題があることを示しているのではないかと考えます。これは、本市経済の地盤沈下、そして、これまでの経済施策の効果を検証する上で重要なエビデンスの一つだと考えております。

その一方で、本市の賦課限度額は、平成３０年度は９３万円だったんです。令和８年度に１１３万円と、２０万円も引き上げられているんです。上限層への負担増が完璧に進められてきたということなんですよ。しかし、問題は国民健康保険加入者の過半数が法定軽減を受ける中で、軽減から外れた所得２００万円以上の僅か２３．３％の中間層や所得２００万円未満でも満額負担となっている世帯の皆さんにこれ以上の税率引上げを行えば、その増税分の負担が極端に集中してしまうことになるんです。上限に達する層への負担強化だけではなく、本来の支え手である現役中間層にまで過度な負担を強いる構造を放置したまま増税へとかじを切れば、現役世代の市外流出を招くと思います。これでは、市長が掲げる移住・定住・人口増という政策目標との整合性が取れないのではないでしょうか。

そこで、先ほど、試算の答弁で認められましたように、１世帯当たり年間６万２千円の所得控除、つまり、市民の所得を上げ、負担能力そのものを高める経済施策こそ、今、本市が取り組むべき課題ではないでしょうか。増税路線を直ちに撤回し、市民の手取りを増やす経済施策への転換を強く要望いたします。

続いて、ふるさと納税の使い道と予算の隔たりについて、伺います。６月議会において、本市に寄せられている年間数十億円もの貴重なふるさと納税の使途について議論いたしましたが、執行部の答弁は必要な事業の一般財源部分に充てているだけだという、極めて形式的な説明に終始いたしました。

しかし、物価高に苦しむ多くの市民からは、なぜ全国から集まった莫大な寄附金が、私たち市民の暮らしや子育てに還元されず、大型工事ばかりに使われているのか、全く納得がいかないという強い疑問と不満の声を頂きました。改めて、市民の立場からこの寄附金の使い道の実態について、伺ってまいります。

寄附金が特定の大型工事や箱物整備に偏って使われ、市民の暮らしやさくら猫対策などの地域活動へ十分に回っていない現状について、伺います。

ふるさと応援寄附金、基金の基本的な活用の考え方について、ご説明ください。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

まず、ふるさと応援寄附金の活用についての基本的な考え方をご説明いたします。本市の予算編成につきましては、ふるさと応援寄附金があることを前提として、新たな事業を予算化したり、事業費を拡充したりするものではなく、それぞれの事業について、その必要性や優先度を踏まえ、必要となる経費を積み上げて予算化しております。

その上で、寄附者の皆様に選択していただいた応援メニューに沿った事業の国、県支出金や市債等の財源を除いた一般財源として負担する部分にふるさと応援基金を活用しております。

また、基金を活用する事業につきましては、飯塚市ふるさと応援寄附金活用事業選定委員会において、市の政策事業であること、地域振興や活性化につながる事業であること、今後も本市を応援したいと思っていただけるような事業であることなどを考慮して選定しております。

したがいまして、ふるさと応援基金の活用額が多い事業ほど市としての優先順位が高いというものではございません。

○議長（城丸秀高）

２３番　兼本芳雄議員。
○２３番（兼本芳雄）
一般財源として負担する部分に基金を活用しているというのは、市民から見ると、本来の税収の枠を超えて膨らんだ事業費の赤字、不足分を一般財源に化けさせて穴埋めしているというふうに感じてしまいます。つまり、市民生活の向上や切実な要望に応えるための寄附金ではなく、大規模事業に伴う財政負担を補塡するための調整財源として扱われているのではないかというふうに思っております。
それでは、次のことについてご説明ください。企業立地補助などの大型ハード事業には巨額の寄附金を惜しみなく注ぐ一方で、地元の若者や学生を育てる大学支援には僅か１３万円しか配分していません。この極端な格差はどういう基準で決めていらっしゃるんですか。
○議長（城丸秀高）
企画政策室長。
○企画政策室長（落合幸司）
令和６年度のふるさと応援寄附金の活用実績として、企業立地促進補助事業に１億１７１０万円、大学支援事業に１３万円を活用したことはご指摘のとおりでございます。ただし、この２つの金額は本市が企業立地と大学支援の重要性を比較して、１億１７１０万円と１３万円を活用したものではございません。
大学支援につきましては、通常の６つの応援メニューとは別に、「大学応援寄附金」という大学支援を目的とした専用の寄附メニューを設けており、このメニューを選択して寄附を頂き、基金に積み立てた寄附金を大学支援事業に活用する仕組みとなっております。また、１３万円は大学支援事業全体の事業費ではなく、令和６年度の大学支援事業費は１７００万５千円でございます。また、企業立地促進補助事業の事業費は２億９９８７万６千円でございます。
このように必要な事業費を予算化した上で、その事業費の一般財源部分にふるさと応援寄附金、ふるさと応援基金を活用しており、１億１７１０万円と１３万円というふるさと応援寄附金の活用額の差をもって、本市が大学支援より企業立地を優先して配分しているというものではございません。
○議長（城丸秀高）
２３番　兼本芳雄議員。
○２３番（兼本芳雄）
しかし、令和７年度の決算を見たら、その大学支援事業費も前年度から４割以上減額されています。僅か９５０万円余りにとどまっています。企業誘致には一般枠の寄附金から億単位の財源を投入する一方で、地域の将来を担う若者や学生を育てる大学支援事業は、専用枠に限定し、事業費そのものも圧縮しているのが実態ではないですか。企業支援に偏重し、次世代育成、教育関連予算を後回しにしている予算配分の実態は否定できないと思っております。
次に、野良猫問題を放置すれば、ふん尿被害や鳴き声による住環境の悪化、ひいてはまちのイメージ低下や移住・定住の妨げという地域全体の大きな損失、つまり、外部不経済につながると思っています。住民活動の支援が極めて少ない中、年間数十万円もの自腹を切って、地域の環境を守っているさくら猫ボランティアの実態を市は認めながら、なぜ、これほど冷淡な支援枠に据え置き、地域環境への悪影響を放置しているのか、お伺いいたします。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
飼い主のいない猫の対策の一つとして、猫に起因する生活環境被害の軽減及び猫の引取り数の減少を図ることを目的に不妊去勢手術を行うことは有効と考えております。このことから、本市では地域猫活動に取り組む住民等で組織される団体を支援するため、不妊去勢手術に要する費用

を補助する地域猫活動支援事業を実施しております。
しかしながら、自費を投じて飼い主のいない猫の不妊去勢手術を実施されているボランティアの方がいらっしゃることは把握いたしておりますので、引き続き、行政として支援すべき対応策等を検討してまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
２３番　兼本芳雄議員。
○２３番（兼本芳雄）
今、部長は自費を投じて不妊去勢手術を実施されているボランティアがいることを把握していると、明確に認められました。現行の地域猫活動支援事業は要件や手続が厳格です。現場で実際に緊急対応し、さくら猫に取り組む個人やボランティアの実態に全く追いついていないと思います。その結果、決算書上の委託料は僅か１４万２千円にとどまり、現場の善意と身銭に丸投げしているのが実態ではないでしょうか。放置すれば、ふん尿被害や鳴き声による住環境悪化、ひいてはまちのイメージ低下という地域全体の損失になる問題をボランティアが年間数十万円もの自腹を切って現場で必死に防いでくれています。
行政として支援すべき対応策等を検討されるとおっしゃるのであるならば、使いにくい制度を盾に放置するのではなく、現場で汗を流すさくら猫活動者に対し、直接、手術費用を助成する、柔軟で実効性のある補助制度へと拡充することこそ、このふるさと納税を活用して今すぐ行うべきだと思っております。
次に、国の補助金がある事業への一般財源部分に対し、さらにふるさと納税を重ねて使う二重投資の実態とその効果の検証について、伺います。ふるさと納税をつぎ込んだ数々の大型工事やハード整備について、それによって市民の給料や地元の店の売上げがどれだけ増えたのかという客観的な経済効果の検証データは存在しますでしょうか。
○議長（城丸秀高）
企画政策室長。
○企画政策室長（落合幸司）
ご質問の大型工事やハード整備を行ったことによって、市民の給与や市内店舗の売上げがどれぐらい増加したのかという検証データにつきましては、持ち合わせておりません。
○議長（城丸秀高）
２３番　兼本芳雄議員。
○２３番（兼本芳雄）
何十億円ものふるさと納税をつぎ込んできた大型工事やハード整備について、市民の給与や市内店舗の売上げがどれだけ増えたかという検証データを持ち合わせていないということは、極めて重大な答弁ではないかと思います。
市民や全国の寄附者から集まった貴重な公金を億単位で使いながら、地元経済が本当に潤ったのか、市民の所得が増えたのか、客観的な効果測定すら一切行っていないということですか。費用対効果を検証する客観的な仕組みも指摘も持たずに事業を継続しているのであれば、それは未来への投資とは呼べず、単なる漫然とした公金の支出と言わざるを得ません。このような無検証のまま大型ハード事業を漫然と優先し続ける財政運営は、市民や寄附者に対する重大な説明責任の放棄であるのではないでしょうか。指摘しておきます。
次に、国から過去最高規模の補助金が既に出ている大型工事にさらにふるさと納税を重ねて二重投入する一方で、補助金のない市民の身近な困り事を後回しにする予算の組み方は不公平ではありませんでしょうか。
○議長（城丸秀高）
企画政策室長。
○企画政策室長（落合幸司）

ご質問の１９１億５千万円につきましては、令和７年度当初予算の一般会計全体における国庫支出金の総額であり、大型工事に対して国から１９１億５千万円の補助金が交付されているというものではございません。また、令和７年度当初予算におきまして、国、県支出金が充当されている事業にふるさと応援基金を合わせて活用している事業があることは事実でございます。

しかしながら、先ほどご答弁しましたとおり、本市の予算編成におきましては、ふるさと応援寄附金があることを前提として事業を予算化したり、事業費を拡充したりするものではなく、まず、それぞれの事業について、その必要性や優先度を踏まえて必要な事業費を予算化した上で、国、県支出金、市債、その他の特定財源等を充当し、市が一般財源として負担する部分にふるさと応援基金を活用しているものでございます。

したがいまして、同一の事業に国、県支出金とふるさと応援基金を活用している場合はございますが、ふるさと応援基金を活用することによって、その事業費を追加・拡大しているものではございません。そのため、ご指摘の不公平ということではないと考えております。

○議長（城丸秀高）

２３番　兼本芳雄議員。

○２３番（兼本芳雄）

今、企画政策室長は国民健康保険の補助金が出ている事業にふるさと納税を合わせて活用している事実はあるが、一般財源の負担分に充てているだけなので不公平ではないというような答弁をされたと思います。

しかし、これは市民から見れば、予算規模全体として、国から手厚い補助金が出る大型事業にはさらにふるさと納税を重ねて優先的に予算を確保する一方で、国からの補助金がつかない、さくら猫対策や身近な生活道路・水路の維持管理といった市民の切実な困り事は予算がないと後回しにされています。このような国の補助事業ばかりを手厚く守り、市民直結の単独事業を切り捨てる予算の偏り、これこそが市民にとっての不公平感そのものであると、私は指摘しておきたいと思います。

次に、市民生活を助ける給食費無償化などには財源が不安定と断りながら、大型工事には巨額の寄附金を使い続ける優先順位の矛盾について伺います。市民生活を助ける給食費無償化にはふるさと納税は財源が不安定だから使えないと断りながら、大型工事には不安定なはずのふるさと納税を何十億円も平気でつぎ込んでいるこの二重基準について、市長はどう説明されますか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

まず、令和７年６月議会におきましては、学校給食費の無償化にふるさと納税等の財源を活用してはどうかとのご質問に対し、市長のほうから１度でも無償化という大きな財政出動をした場合、これを恒久的な事業とするためには将来的に財源も含めて、持続可能であるかどうかをしっかり見極める必要がある旨の答弁いたしております。ふるさと応援寄附金が年度によって寄附額が変動する財源であるという性質そのものは、学校給食費の無償化に活用する場合も大型事業等に活用する場合も変わるものではございません。

また、繰り返しとなりますが、本市の予算編成におきましては、ふるさと応援寄附金があることを前提として大型事業を予算化したり、事業費を拡充したりしているものではなく、それぞれの事業について、その必要性や優先度を踏まえて必要な事業費を予算化した上で、一般財源として負担する部分にその年度のふるさと応援基金を活用しているものでございます。

これに対しまして、学校給食費の無償化のように、一度制度化した後、毎年度継続して一定の財源を必要とする新たな恒久的事業につきましては、ふるさと応援寄附金を前提として制度を開始した場合、将来、寄附額が減少した場合や、制度そのものが現在と同じ形で継続しなくなった場合においても、事業を継続するための財源を確保する必要がございます。このため、ふるさと

応援寄附金を前提として新たな恒久的事業を制度設計することにつきましては、将来的な持続可能性を踏まえ、慎重に判断する必要があると考えております。

したがいまして、財源の安定性について、異なる基準を設けているものではなく、ふるさと応援寄附金を前提として新たな恒久的事業を設けることと、必要性や優先度に基づいて予算化した事業の一般財源部分にふるさと応援基金を活用することでは、考え方が異なるものであり二重基準ではないと考えております。

○議長（城丸秀高）

２３番　兼本芳雄議員。

○２３番（兼本芳雄）

しかし、ほかの自治体では給食費をふるさと納税で無償化しているところも実際にございますよね。そこが飯塚市との見解とどう違うのか、よく私には分かりませんが、本市は恒久的な事業と各事業の一般財源負担分への充当とでは考え方が異なるというような答弁だったのかなと思っています、今の答弁ですね。

しかし、令和７年度の決算数値を客観的に見れば、その説明は成り立つのかなと思っています。決算書によれば、一般会計全体で約５８億円の不用額が生じ、実質収支として約２１億円の黒字を計上しています。そのうち、１０億５千万円余りは財政調整基金へ積み立て、総務管理費だけでも約１１億円の不用額が出ています。令和８年４月より国の制度を活用して小学校の給食費の無償化が開始されましたが、中学校の給食費の負担解消は市独自の課題として残されたままです。

本市の中学校給食費の保護者負担は年間約１億９千万円です。本来の一般財源だけで２１億円もの余剰が出ている以上、一般財源が不足しているからふるさと納税で穴埋めしたというような説明は成立しないのではないかと思っています。寄附金に頼るまでもなく、予算管理を適正に行っていれば、給食費の負担軽減や身近な住民支援を実施する財政的余力は十分に存在していたのではないですか。

箱物や企業誘致なら毎年何十億円でも穴埋め充当するのに、なぜ、私たち市民の生活やこどもの給食には１円も回してくれないのか。これこそが今、市民が行政に対して抱いている強い不満の正体です。制度がなくてもやれると認めた事業の穴埋めに多額の寄附金を充当する一方で、市民生活に直結する施策には財源がないとする姿勢は極めて不合理だと思います。

大型事業は本来の一般財源の身の丈に合わせた執行管理へ是正し、貴重な寄附金は、国の動向を待つ間の緊急生活防衛措置としての中学校給食費無償化や、身銭を切って環境を守るさくら猫ボランティアへの支援、そして、市民の手取りを直接増やす施策へと適正に振り向けるべきであることを指摘しまして、この質問を終わります。

次に、箱物頼みから市民の手取りを増やす地域経済への転換について、伺います。成果が出るまでに何年もかかり、市民への恩恵が見えにくい大型規模開発のやり方は、今、目の前にある市民の生活苦や国民健康保険の危機を救うには限界があるという認識は、本市としてお持ちでしょうか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

市民の皆様の今の暮らしを守っていくことは、私ども自治体にとって重要な責務であると考えております。企業誘致をはじめとする大規模開発には、用地造成からインフラ整備、そして、企業が稼働し、税収や雇用として市民生活に還元されるまでに一定の歳月を要する側面がございますが、少子高齢化の進展や社会保障費の増大が見込まれる中、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持し、市民サービスを高めていくためには、自主財源の根幹となる税収の基盤強化が不可欠でございます。

企業誘致による雇用の創出、若年層を中心とした定住人口の増加、そして、産業の活性化は本

市の財政基盤を強固にし、将来の福祉や医療保険制度を下支えする大きな力となりますことから、単なる事業ではなく、持続可能なまちを次世代に引き継ぐための不可欠な先行投資であると捉えているところでございます。

大規模事業と生活支援は決して二者択一の関係にあるものではなく、将来の豊かさや財政基盤を創出する施策と現在の市民生活や社会保障を守るための施策をバランスよく進めていくことが重要であると考えております。

○議長（城丸秀高）

２３番　兼本芳雄議員。

○２３番（兼本芳雄）

ただいま将来のために不可欠な先行投資であり、生活支援とバランスよく進めていくという答弁を企画政策室長のほうがされました。

しかし、今まさに物価高や重い国民健康保険税の負担に苦しんでいる市民にとって、いつ恩恵が及ぶかも判然としない数年先の大規模開発が優先されるようでは、日々の暮らしそのものが立ち行かなくなると指摘しないといけないと私は思っております。

次に、先ほど確認したとおり、市民の給料や手取りが増えれば、税率を上げて市民に負担を押しつけなくても、国民健康保険特別会計の赤字は自然と解消できます。だからこそ、効果の見えにくい大型工事ばかりにお金を使うのを一度見直していただいて、市内のお店や中小企業にお金を回して、市民一人一人の手取りを直接増やす、地域でお金を循環させる経済策へ切り替えることこそが市民生活と国民健康保険を救う道だと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

地域経済の循環を高め、市民生活を下支えしていくことは、重要な課題でございます。

しかしながら、市民の皆様の給料や手取りを直接増やすということは、行政が直接的にコントロールできる性質のものではございません。そのため、市としての役割は市内中小企業等の事業継続や生産性向上を後押しし、雇用の創出と持続的な経済成長を支える環境を整えることにあると考えており、これまでもプレミアム付商品券の発行や、中小企業向け融資制度、企業誘致などを通じて、市内における雇用の維持・拡大と地域経済の活性化に努めているところでございます。

次に、大型工事の見直しと財源についてでございますが、本市が実施する社会資本整備や公共事業につきましては、市民の安全安心な暮らしを守るインフラの老朽化対策や将来にわたる持続可能な都市基盤の構築など、都市機能を維持・発展させるために不可欠な事業であると考えております。

本市といたしましては、個別の事業の必要性や費用対効果を確認しながら、インフラ整備と経済福祉施策の双方に必要な財源の確保に努め、両立できるよう取り組んでいるところでございます。

○議長（城丸秀高）

２３番　兼本芳雄議員。

○２３番（兼本芳雄）

今、企画政策室長の答弁を伺い、市民が直面している切実な生活実感と執行部の危機感との間には極めて大きな隔たりがあると感じざるを得ません。企画政策室長は費用対効果を確認していると述べられましたが、大型工事が市民の給与や店舗の売上げ増加にどう寄与したかという検証データは、先ほどお持ちではないと答弁されましたよね。では、ここで言う費用対効果というのは具体的に何を指しているんですか。検証が不十分なハード整備には巨額の財源を投じる一方、市民の暮らしを直接支える施策には財源不足と慎重な姿勢を取る。ここに本市の財政運営の構造的課題があるんではないかと思っております。

厳しい社会情勢の中、今求められているのは箱物行政からの脱却です。国民健康保険特別会計の赤字克服に必要な１世帯当たり年間６万２千円の手取り向上を見据えて、市民の所得や地域消費を直接押し上げる施策へ財源の軸足を移すべきです。そこで、以下４点を提案したいと思います。

第１に、中学校の給食費の無償化です。令和８年４月から国の制度活用による小学校給食費の公費負担が実現しましたが、依然として保護者負担が残る中学校給食費についても無償化を拡大すべきだと考えております。国の動向を待つ間の緊急的措置としてでも年間５万円から６万円の保護者負担を軽減できるはずです。中学生を育てる子育て世帯の実質的な可処分所得を直接押し上げることができると考えております。

第２に、現場を支える市民活動への直接支援です。実費を投じて生活環境の改善に尽力されている、さくら猫ボランティアへの手術費助成や地域コミュニティの要である自治会への支援拡充など、市民の善意に過度に依存してきた構造を改めるべきだと思っております。

第３に、市民生活の基盤を支える確実な投資です。担い手の高齢化や資材高騰に直面する農業基盤整備、集落排水、生活道路や生活水路の改修など、日々の安全と暮らしを直結する予算を優先することです。

第４に、市内中小企業への優先発注の徹底と市内雇用の賃上げへの還元です。大規模工事において、市外事業者へ資金が流出する割合をできる限り抑え、生活に密着した公共事業を市内事業者へきめ細かく発注することで、市内で働く市民の賃金を底上げし、地域内でお金が循環する経済基盤を構築することができます。

将来、重い維持管理費を残すだけのハード優先行政は、人口減少社会を乗り切れません。箱物偏重から市民の手取りを増やし、暮らしに徹底して寄り添う、新しいまちづくりへ抜本的にかじを切ることを強く求め、私の一般質問を終わります。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午後　１時４９分　休憩

午後　２時００分　再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。１１番　川上直喜議員に発言を許します。なお、１１番　川上直喜議員から質問に際してパネルを使用したい旨の申出があり、議長においてこれを許可しておりますので、ご了承願います。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は通告に従い、一般質問を行います。

第１は「児童クラブについて」です。１点目は、受託事業者について、概要を伺います。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

受託事業者の概要について申し上げます。シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社九州・沖縄支店となっております。所在地については福岡市中央区大名二丁目８番２２号、天神偕成ビル３階。

設立年月日は昭和６１年１１月１日、資本金１億円、支店長が織田　渉氏、従業員数が令和７年４月時点で２万７８６８名。

事業概要につきましては、給食業務、学童・放課後児童クラブ運営業務、図書館業務、人材派

遣業務、寮・保養所管理業務、管理サービス業務、ビルメンテナンス業務、警備業務。
　実績につきましては、令和８年４月時点で２００自治体、１０２５クラブの児童クラブ運営を受託しております。児童クラブ以外にも児童センターを２７自治体で、その他の児童福祉施設を４０都道府県、２３７自治体で運営を受託しているところでございます。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　契約の主な内容を伺います。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　委託の契約内容につきましては、児童クラブ及び児童館・児童センターの運営委託となります。履行期間については、令和８年１月３１日から令和１１年３月３１日までとなっております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　契約金額を伺っておりません。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　契約金額につきましては、３年間で１８億３３８４万円となっております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　契約までの経過を伺います。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　受託事業者の選定につきましては、プロポーザル審査で決定いたしております。
　経緯といたしましては、令和７年１０月１７日に募集要項を公表、１０月３１日までを質問の受付期間としております。１１月７日までを質問の回答期限としており、１１月１７日までが参加表明書の提出期限、１１月１９日までが企画提案書の提出期限、１２月２日にプレゼンテーション審査を行い、１２月４日に応募業者へ選定結果を通知し、市の公式ホームページに選定結果を公表しております。
　その後、受託候補者と協議を開始しまして、令和８年１月３０日に契約を締結いたしております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　応募は何者ですか。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　応募事業者は３者でございました。
○議長（城丸秀高）

１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
昨年１２月１０日、私の一般質問に、契約締結は１２月中旬を見込んでいるとの答弁があった。令和８年１月３０日まで遅れた理由を説明してください。
○議長（城丸秀高）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
受託候補者の決定後、引継ぎ事項や今後のスケジュール等の協議、契約保証金の免除に関する対応等に時間を要したことが原因でございます。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
契約保証金とは何ですか。何に規定されていますか。
○議長（城丸秀高）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
飯塚市契約規則のほうに規定されております。
○議長（城丸秀高）
暫時休憩いたします。

午後　２時０７分　休憩

午後　２時０８分　再開

○議長（城丸秀高）
本会議を再開いたします。教育部長。
○教育部長（小西由孝）
契約保証金の規定につきましては、飯塚市契約規則第５２条に規定してあります。読み上げさせていただきます。「第１項　市長は、契約者をして契約金額の１００分の１０に相当する金額以上の金額の契約保証金を納めさせなければならない。第２項　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。」と規定されております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
あなた方が免除した額は幾らですか。
○議長（城丸秀高）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
１年間で６１１２万８千円となりまして、３年間の契約期間となるため、合計しますと１億８３３８万４千円となります。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
免除する事由は何ですか。

○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　契約保証金について免除した基準でございますが、先ほど申しました飯塚市契約規則第５２条に定める契約保証金の取扱いにつきましては、プロポーザル審査において、当該事業者が、児童クラブ及び児童センター等の運営実績があり、事業体の規模等からも委託について問題ないと判断したため、同規則第５２条第２項第１０号の「市長が特に契約保証金を納めさせる必要がないと認めるとき」に該当すると判断しまして、免除としたものでございます。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　第１号から１０号のどれに該当するんですか。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　第１０号でございます。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　読み上げて紹介してください。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　「市長が特に契約保証金を納めさせる必要がないと認めるとき」です。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　その市長の判断材料を聞いているわけですね。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　繰り返しの答弁になりますが、本事業者については、プロポーザル審査において、児童クラブ及び児童センター等の運営実績があり、事業体の規模からも委託について問題がないという判断に基づき、同号の規定を適用したものでございます。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　１２月中旬を見込んでいたのに１月３０日まで契約が遅れた理由の中にこの契約保証金の免除の調整に時間を要したという趣旨の答弁がありました。どういうことですか。
○議長（城丸秀高）
　暫時休憩いたします。

午後　２時１２分　休憩

午後　２時１３分　再開

○議長（城丸秀高）
　本会議を再開いたします。教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　この事業者との契約に当たりまして、当初、飯塚市契約規則第５２条第４号の規定を適用したところで免除規定の適用を、当初そのように進めておりましたけれども、その際、履行証明書、他の自治体で同事業の実績がある証明書について提出を求めておりましたが、そこにちょっと時間がかかったという状況がございまして、ほかの号の適用ができないかというところで、こちらの事業所については、そういった事業の実績というものが認められると判断いたしまして、第１０号の規定を適用したところでございます。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　最初から１億８千万円を免除する決意を固めて、該当する項目はないかということで探していったということが分かりました。また、その間に履行実績を出すのが遅れたために、それが出るまでずっと待っておったということも分かりました。
　それで、この１か月半の遅れによってＮＰＯ法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会の引継ぎに矛盾が出たんではないかと思うわけです。どうですか。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　引継ぎに関しましては、２者の間できちんと行われておりまして、本年４月以降の運営も円滑に進んでおりますことから、問題はなかったものというふうに考えております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　現場のことを知らない者の答弁だと思うんですよね。令和８年１月３０日に契約したんでしょう。ところが、既に１月６日午前には、青少年健全育成会からＬＩＮＥで保護者に連絡が届いています。どういう内容ですか。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　前受託事業者であります青少年健全育成会のほうから保護者の方宛てに、情報配信システムによって児童クラブ運営主体変更のお知らせというものが送付されているということは把握いたしております。
　配信の内容につきましては、令和８年３月末をもって青少年健全育成会による児童クラブ運営が終了すること、また、４月から新しい事業者としてシダックスが運営すること、また、通知をした時点で運営に支障がないように引継ぎを行っているということを報告する内容というふうになっております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　部長はそれを見ているんですか。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。

○教育部長（小西由孝）
　はい。確認させていただいております。
○議長（城丸秀髙）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　そうすると、年明けの１月６日、２４日後に契約するわけですけれども、その段階で、「現在新しい事業者との引継ぎを行っておりますが」と書いているでしょう。確認していますか。
○議長（城丸秀髙）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　はい。確認いたしております。
○議長（城丸秀髙）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　市長が契約保証金１億８千万円をこの会社のために免除しようと躍起になっているときに、既に引継ぎを始めておったということが分かりました。
　引継ぎを始めたのはいつですか。
○議長（城丸秀髙）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　事業者間における情報交換といいますか、令和７年１２月１０日以降に随時行われていたということでございます。詳細な引継ぎにつきましては、市との契約日以降に行われているということでございます。
○議長（城丸秀髙）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　市長、こういうのでいいんですか。
○議長（城丸秀髙）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　契約前に行われていた引継ぎと言えるものなのかというのはちょっとあれですけれども、前受託者と現在の受託者が挨拶等をされて、随時、電話やメール等でやり取りをされていたということを、先ほどの保護者宛てのメールの中の「引継ぎ」という言葉で記載されているのではないかというふうに思われます。
○議長（城丸秀髙）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　飯塚市では契約前に引継ぎを始めてよいということなんですね。
○議長（城丸秀髙）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　実際の個人情報等そういった詳細な引継ぎというものは、契約日以降じゃないといけないものというふうには認識いたしております。あくまでも挨拶程度、そういった顔合わせというふうに確認いたしております。
○議長（城丸秀髙）

１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
それはよいということなんですね。
○議長（城丸秀高）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
そういった挨拶、そうしたものというのは受託者同士でされているところで、その後のやり取りについて市として指示をするとか、そういったところについてはございません。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
１億８千万円を免除するのには必死だけど、こどもの安全に関わるような実際上の引継ぎについては契約前から始めて、その実態を把握していないということも分かりました。
それで、２点目は児童についてです。受入人数を伺います。
○議長（城丸秀高）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
今年８月１日現在の利用児童者数でお答えさせていただきます。２４３１人となっております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
今度の受託事業者との関係で、安全確保の強化策はどういった点があるでしょうか。
○議長（城丸秀高）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
安全確保・事故防止につきましては、仕様書に明記することとし、事故の未然防止に取り組むとともに、万が一事故が発生した場合には整備したマニュアルに沿って緊急対応等を確実に行っていただくこととしております。
また、緊急時における市との情報共有についても、迅速に実施していただくようにしております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
青少年健全育成会のときと比べて、どういった点が強化されていますか。
○議長（城丸秀高）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
今質問議員が言われるように、前受託者のときから強化した点としまして例を挙げますと、児童クラブ入所児童の事故への対応、安全計画に関すること、危機管理・火事・不審者等、こちらにつきましては安全管理に関する事項として挙げております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
それができる体制かどうかということが問われるんですけれども。
３点目は支援員についてです。現在の体制を伺います。

○議長（城丸秀髙）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　放課後児童支援員につきましては、現在、支援員数が２２８名となっており、配備基準については満たしている状況でございます。
○議長（城丸秀髙）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　教育委員会の把握の仕方はその程度ですか。
○議長（城丸秀髙）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　すみません。今言いました数につきましては合計の数で２２８名となっておりますけれども、内訳につきましては、主任支援員さんが２０名、支援員さんが７７名、支援員の補助員について１０１名と、あと夏休みのみの補助員として３０名で、合計２２８名となっております。
○議長（城丸秀髙）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　主任支援員と支援員と補助員になっていますね。これは青少年健全育成会が担当した時期とはどういう変化がありますか。
○議長（城丸秀髙）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　前年度、前ＮＰＯ法人が受託されていた同じ８月１日時点の支援員数で比較いたしますと、先ほど言いましたように、今年度が２２８名、昨年度が１３４名ということで９４名の増というふうになっております。
○議長（城丸秀髙）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　今年８月１日現在でクラス担任がいないところがありますね。それから放課後児童支援員よりも補助員のほうが多いところがありますね。どこですか。
○議長（城丸秀髙）
　暫時休憩いたします。

午後　２時２５分　休憩

午後　２時２７分　再開

○議長（城丸秀髙）
　本会議を再開いたします。教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　クラス担任がいなくて、支援員より補助員が多い児童クラブにつきましては、菰田がそのような状況でございます。
○議長（城丸秀髙）
　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）
　なかなかこどもに対する愛情というか、安全確保について責任を持とうという感じが見られないんだけど。令和８年８月１日現在で立岩児童クラブは支援員が２人、補助員が１３人、それから飯塚も支援員は２人、補助員が５人、菰田は今言ったとおりでしょう。あと担任がいないところは高田、内野、いないんですよ。
　そこで、立岩児童クラブで募集をかけていますね、支援員を。どうなっていますか。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　特定のクラブということではなく、支援員の募集というのは常時行っているということでございます。なお、勤務地を分かりやすくするために児童クラブごとの募集形態としているものもあるということを伺っております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　そうなんですか。私が情報開示請求で取ったら、立岩のしか出てきていませんよ。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　こちらのほうで求人サイト等のほうへ確認させていただいたところでは、立岩に限らずほかのクラブについても募集されているということは確認いたしております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　私の質問は、立岩でなぜ募集したのかということを聞いたんですよ。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　そちらの事情については事業所のほうが必要ということで募集されているということでしょうけれども、実情についてはこちらのほうでは把握いたしておりません。
○議長（城丸秀高）
　川上議員、私が名前を呼び終わるまで待ってください。１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　内野児童クラブの募集の事情はどうなんでしょう。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　内野の募集につきましても今答弁したことと同様に、詳しい実情については、把握はいたしておりません。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　内野の事情は全然分からないんですか。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。

○教育部長（小西由孝）
　内野の事情に限らず、本当に一般論としまして、事業者のほうが必要ということでの募集をされているものということでしか把握はいたしておりません。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　立岩のこととともに、この内野の件については、事業者から正確なところを聞いて、議会に報告してくれませんか。
　それで、シダックスの採用条件を教育委員会は確認しているんですか。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　採用条件につきましても把握いたしておりません。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　関心がないんですか。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　関心がないということではなく、事業者が必要に応じてそういう条件というのは設定されるものというふうに認識しておりまして、市としては把握をしていないということでございます。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　変なことを聞きましたね。あなた方、委託料を出しているんでしょう。積算の根拠があるじゃないですか。そうすると、採用条件に関心を持たないといけないでしょう。どうなんですか。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　確かに委託を出させていただいている中で、児童クラブが必要な人員を満たさないといけないということは守っていただかないといけないところではございますので、そこを遵守するために事業者のほうがそういう対応をなされているものということで確認しております。
　（発言する者あり）
　繰り返しの答弁になりますけれども、児童クラブが満たすべき、充足すべき人員というのは守っていただくということで委託をさせていただいておりますので、それを事業者側が遵守するためにこういう必要に応じて採用の募集、そういったことをされてあるものということで認識しておりまして、詳細なそういう採用条件、そういったところにつきましては把握をしていないということでございます。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　実績があるからといって１億８千万円もの契約保証金を免除しておいて、それはないでしょう。
　社会保険の取得、該当する人はきちんと持っているんですか。
○議長（城丸秀高）

教育部長。
○教育部長（小西由孝）
社会保険の資格を満たす方につきましては、取得されてあるというふうに伺っております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
何によって確認していますか。
○議長（城丸秀高）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
シダックスのほうに問合せをして、確認いたしております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
何かを見たんですか。
○議長（城丸秀高）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
見てはおりませんけれども、問合せをして取得されてあることは確認いたしております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
その程度の仕事しかしていないんですよ。そして１億８千万円はまけるというわけでしょう。何なんですか。
労働災害は発生していないんですか。
○議長（城丸秀高）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
これまでも報告等はあっておりませんので、市としては把握はできておりません。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
ここは労働組合はあるんですか。
○議長（城丸秀高）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
申し訳ございません。そちらにつきましても把握はいたしておりません。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
第２は「鎮西中学校跡地売却について」です。１点目、対象地の概要を伺います。
○議長（城丸秀高）
行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
旧鎮西中学校跡地は飯塚市大日寺５６８番１外１３筆で、敷地面積は１万９６４５．９７平方

メートルでございまして、国道２０１号線沿いに位置しております。
建物としましては、校舎の建設年度は昭和４６年度で、普通教室棟が１棟、管理特別教室棟が１棟、第２特別教室棟が２棟、屋内運動場が１棟、屋外プールが１か所ございました。
公募要領の記載となりますが、延床面積は合計で７７９９平方メートルでございました。
小中一貫校飯塚鎮西校の開校に伴いまして、平成３０年４月１日をもって用途廃止となっております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
２点目、売却に至る経過を、まず、公募までのことを伺います。
○議長（城丸秀高）
行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
跡地の利活用につきましては、飯塚市公共施設等のあり方に関する実施計画に基づき、まずは公用・公共用の利活用策を検討し、活用の見込みがないものについては、民間活力による利活用を基本方針としております。
過去の本会議におきまして、当時の齊藤市長より、健幸都市いいづかとして立派なグラウンドゴルフの場所を造りたいという話もしていますので、その辺を意識しながら、跡地に関しては生かしていきたいと思っていますという答弁もございましたが、地元協議等を経た上で、公募型プロポーザル方式による民間売却を決定したものでございます。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
それでは、公募から契約までの経過を伺います。
○議長（城丸秀高）
行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
旧鎮西中学校跡地の売却につきましては、計４回の公募を実施いたしております。令和３年１月１日時点の不動産鑑定評価に基づき、売却予定最低価格を４１３０万円として、１回目は令和３年６月、２回目は令和３年９月に実施いたしております。
１回目は１者の申込みがございましたが、ヒアリングの結果、不採択となり、２回目は応募があっておりません。３回目は令和４年１２月に売却予定最低価格を１９００万円として実施しております。
価格の引下げにつきましては、改めて不動産鑑定を行った結果、土地の評価額が約９００万円上昇いたしましたものの、廃棄物処理費や労務費の高騰、解体対象物の精査により、建物解体費用が約３１００万円増加したことによるもので、差引き約２２００万円の減額となったものでございます。
結果としまして、３回目も応募はございませんでした。
４回目につきましては、３回目に応募がなかったことから、不動産業者の方々へのご意見を伺いましたところ、公募期間が約１か月では検討する時間が足りないというご意見と、一般の不動産業者ではプレゼンテーションに慣れていないため、応募をちゅうちょするというご意見を頂きましたことを踏まえ、応募期間を延長し、プレゼンテーションを行わない方法に見直して、公募を実施しております。
令和５年２月２７日から４月２８日まで応募申込みの受付を行い、４月２８日に１者から申込みがございまして、その後、令和５年７月７日に１次・２次審査を実施し、８月１日に契約締結

の決裁を受け、８月７日付で不動産売買契約を締結いたしております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　そのアドバイスを受けた鑑定会社はどこですか。
○議長（城丸秀高）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　どこに聞いたかということですが、一般競争入札とかに参加される不動産業者の方にお聞きしております。
　（発言する者あり）
　すみません、個別の、どの業者というのはちょっと今、分かりかねます。すみません、手元にございませんので、申し訳ございません。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　出頭してもらえるように、議会側が工夫しないといけないと思いますが。
　売却価格の変更の決裁において、久世副市長はどういう地位にありましたか。
○議長（城丸秀高）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　３回目の公募において、売却予定最低価格を１９００万円といたしましたが、その際の公募実施に係る決裁日は令和４年１２月２１日となっております。この決裁権者は片峯　誠市長であり、久世副市長は当時も副市長でございました。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　決裁権者の２位であったということですね。
　それで、久世副市長が市長職務代理者であった期間を教えてください。
○議長（城丸秀高）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　久世副市長が市長職務代理者であった期間は２回ございまして、１回目が令和５年３月１日から３月２１日まで、２回目が令和５年８月１６日から１１月１３日までの間となっております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　契約相手の現職市議会議員が飯塚市議会から告発を受けた経過を確認していますか。
○議長（城丸秀高）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　令和５年３月１７日の市議会における告発の議決につきましては、本会議場において執行部も同席して確認しているところでございますが、それ以降の経過につきましては、把握はしておりません。
○議長（城丸秀高）

１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
その後、令和５年３月３０日、福岡地方検察庁へ告発書を議会事務局が持参して提出したわけです。福岡地方検察庁から、理由は分かりませんが、不起訴の通知があったのは６月１５日。この処分がどうなるか分からないとき、つまり４月２８日の段階で、この現職市議が応募したわけです。確認してください。
○議長（城丸秀高）
行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
飯塚市公共施設跡地売却実施要領に応募者の資格について定めておりまして、その内容について確認した上で受付を行っております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
不起訴処分になる前の４月２８日に、この現職市議会議員が応募に来たということを確認しようとしたわけです。
○議長（城丸秀高）
行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
申込みの受付は４月２８日でございますが、先ほど言われた件はちょっと把握しておりません。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
ということは、あなた方は４月２８日の段階で、この現職市議会議員が告発を市議会から受けていたということも、ましてや、不起訴処分になったというようなことも一切知らないで、審査したということですね。
○議長（城丸秀高）
暫時休憩いたします。

午後　２時４７分　休憩

午後　２時４８分　再開

○議長（城丸秀高）
本会議を再開いたします。行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
すみません。先ほども答弁しましたが、告発については当然認識した中で、私どもは先ほど言いました飯塚市公共施設跡地売却実施要領の応募の資格の内容について確認した上で、４月２８日に受付を行っております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
いいですか。飯塚市議会議長が地方検察庁にこの現職市議を告発しました。ましてや、６月１５日に不起訴処分になるというようなことは分かるはずないから、このことを知らないまま、応募資格適格と判断したということなんですね。

○議長（城丸秀髙）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　そのとおりでございます。
○議長（城丸秀髙）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　この辺は尋問して、明らかにすべきところだろうと思うんだけど。
　このままだと、飯塚市ではこういうことが今後も起こりかねないということになりませんか。
○議長（城丸秀髙）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　先ほど来申し上げておりますが、飯塚市公共施設跡地売却実施要領におきまして、応募者の資格を定めております。今回、質問者が言われておりますようなご指摘もございますので、昨日の一般質問でも、赤尾議員の一般質問でも申し上げましたが、制度等は、何か問題等があれば、当然改善していくべきというふうに考えておりますので、今後、慎重に検討が必要になろうかというふうに思っています。
○議長（城丸秀髙）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　飯塚市では、このようなことが今後も起こるのではないかという心配の問いをしたんですよ。答弁してください。
○議長（城丸秀髙）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　今後もこういうことが起こらないかというご心配は、貴重なご意見としてお受け止めし、繰り返しになりますが、改善も含めて検討していきたいと思います。
○議長（城丸秀髙）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　何を改善するんですか。
○議長（城丸秀髙）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　この売却に係ります実施要領等も含めて、その辺を改善していきたいという回答をいたしました。
○議長（城丸秀髙）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　公募要領にない事案、つまり現職市議会議員が告発を受けているということが何か問題なんですか。あなた方の立場から言ったら、改善すると言うでしょう。
○議長（城丸秀髙）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　先ほどの答弁と重複いたしますが、応募資格の要件の中にございませんので、問題はないと考

えております。
○議長（城丸秀髙）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　では今後も起こるじゃないですか。
　久世副市長は契約から１年半後、２０２５年１月、ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の現職飯塚市議と２人だけで市内焼き肉店で会食し、会食費の半分かなと思う額、５千円だけを相手に渡して精算してもらったと、１年前、私の一般質問に答えました。この現職飯塚市議と鎮西中学校跡地を購入した現職市議は同一人物なんですか。
○議長（城丸秀髙）
　久世副市長。
○副市長（久世賢治）
　ご指摘のとおり同一人物でございます。
　それから、すみません、先ほどの質問議員からのご質問に対して、私も補足的で答弁させていただきますけども、やはり、せんだっての一般質問で、議員のほうからご質問いただきました立岩交流センターの土地につきましても、今回のこのケースにしましても、過去にないようなことがここのところ続いて起こっております。担当部長が答弁いたしましたけど、私ども、いろいろ問題があれば当然それは課題として認識し、内部で協議しながら、要綱なりを定めたり、あるいは関係条例、関係規則を見直したり、いろいろ方策を検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
○議長（城丸秀髙）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　同一人物と答弁されましたか。
○議長（城丸秀髙）
　久世副市長。
○副市長（久世賢治）
　そのとおりでございます。
○議長（城丸秀髙）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　そうすると、坂平末雄議員ということですね。確認してください。
　（発言する者あり）
○議長（城丸秀髙）
　久世副市長。
○副市長（久世賢治）
　繰り返しの答弁になって恐縮でございます。同一の議員でございます。
○議長（城丸秀髙）
　暫時休憩いたします。

午後　２時５５分　休憩

午後　３時０９分　再開

○議長（城丸秀髙）

本会議を再開いたします。久世副市長。
○副市長（久世賢治）
時間を取っていただき、大変申し訳ありませんでした。先ほどのご質問に対しての答弁は、質問議員のおっしゃるとおりでございます。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
順番を入れ替えまして、第４は、「筑穂元吉における土砂埋立てについて」です。野見山産業株式会社の土砂埋立て、中尾建設の用地造成工事です。
１点目は６月の雨による土砂崩壊についてです。武井市長は８月１７日、月曜日、午前、市長応接室で地元の皆さんと会い、受け取った要望書を部長に渡して部屋を出ました。内容を紹介してください。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
先ほど申されました８月１７日、午前に見えられて要望書を頂いた分の内容について、紹介いたします。
①住民の安全確保と防災の緊急対策のために、市長が私たちと住民とともに、速やかに現地及び周辺を視察すること。
②野見山産業の土砂埋立て区域については、県知事名による土砂搬入中止命令を無視した土砂埋立てが継続しており、速やかな刑事告訴を県知事に求めるとともに、飯塚市として、知事命令を地方公共団体及び事業者に広く知らせる措置を取り、復旧命令は履行期限を大幅に超えても見通しが示されないことから、速やかな代執行を県知事に強く求めること。
③中尾建設の用地造成区域については、事業者の開発許可申請の内容及び県知事の開発許可条件に違反する状況が拡大しているばかりか、土砂埋立て区域へ押し込み一体化しており、片峯市長名による申入れ後の経過及び現状を踏まえて再度強く申し入れるとともに、福岡県に指導を求めること。
④福岡県議会と福岡県政のゆがみが県民の厳しい批判を浴びているが、上記２点について、県行政が公正に適切に行われてきたか、内部検証を県知事に求めること。
以上でございます。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
市長にはまず現地調査を求めています。どういう回答をしたのですか。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
現地調査の内容のみならず、要請文書の内容を確認して検討させていただきたいということを申し上げたと記憶をしております。
その後、９月２日に市長、許斐副市長が現地視察を行っております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
住民と共にですか。
○議長（城丸秀高）

市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
住民と共にではございません。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
どういう視察をしたのか、具体的におっしゃってください。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
６月の雨による状況の確認と今の現状を確認していただきました。
（発言する者あり）
内部に立ち入りまして、確認をしております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
市長、許斐副市長、どうでしたか。
○議長（城丸秀高）
武井市長。
○市長（武井政一）
市民環境部長がご答弁申し上げましたとおり、今回、現地内に立ち入って視察させていただきました。改めて、積み上げた土砂の高さを実感、認識したところでございます。
○議長（城丸秀高）
許斐副市長。
○副市長（許斐博史）
私も外からは従前も確認をいたしたことはございますが、今回、改めて内部に立ち入っての確認をいたしております。積み上げ土砂の中腹まで参りまして、その高さを認識したところでございます。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
記録は取っていますか。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
記録については取っております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
地元の皆さんが福岡県の指導について内部検証を求めるのはなぜでしょうか。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
県行政が公正に、適切に行われてきたかを確認されたいのだと認識しております。
○議長（城丸秀高）

１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
市長としてはどういう判断ですか。
○議長（城丸秀高）
許斐副市長。
○副市長（許斐博史）
要望にありました地元の皆さんがそのようなことを求めたといったことの内容につきましては、ただいま部長が答弁しましたとおりの認識を市長と共々いたしておるところでございます。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
白旗山のメガソーラー乱開発については、福岡県の指導が公正であったか、適正であったかについて、飯塚市から内部監査を求めたことがありますね。確認してください。
○議長（城丸秀高）
経済部長。
○経済部長（林　利恵）
内部監査を求める文書に関しましては、本市の農林振興課長から福岡県農山漁村振興課長宛ての令和３年１２月１７日付の依頼文書を直接県に持参しております。
その内容としましては、白旗山の開発地から落石や土砂流出が発生したことにより、地域住民等の不安が募っている状況です。このため、令和３年１２月市議会の一般質問において、貴県に対し、下記のとおり要望等がございましたのでお知らせいたします。併せまして、事業者への指導監督の徹底と本市に対する積極的な情報の提供並びに共有についてお願いいたしますとし、１．福岡県知事が現地を視察すること。２．福岡県の担当課の事務に瑕疵がないか内部監査を行うことというものでございます。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
片峯市長の時代にできて、今できないわけがないと思うので、ぜひ内部検証を求めてもらいたいと思います。その応援の質問を今からするわけですね。
２点目は、土砂搬入中止命令違反と措置命令不履行についてです。福岡県は土砂搬入中止命令について、業者は従っているという判断なんでしょうか。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
そのように認識いたしております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
防災のための措置命令が不履行状態にあることについて、福岡県は認めているんですか。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
現状、防災対策工事が完了していないことにつきましては、そのとおりであると認識しております。
○議長（城丸秀高）

１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
令和４年８月５日に知事命令を出したときより土砂が増えていることは、市は認めますか。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
その点について、市が判断することはできかねるかと思っております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
さっき武井市長と許斐副市長が判断したじゃないですか。違うんですか。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
土砂埋立て事業区域につきましては、判断ができない状況でございます。
（発言する者あり）
○議長（城丸秀高）
手を挙げて発言してください。市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
福岡県のほうでは搬入中止命令後、増えていないという認識でございますので、本市におきましてもその認識でおります。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
閣内不統一。市長はどう思いますか、今の答弁。
○議長（城丸秀高）
許斐副市長。
○副市長（許斐博史）
先ほど来、私も市長も大きな土砂が積み上げられていることは確認しているということを申したのは、そのままの状況でございます。今、恐らく担当部長のほうが回答いたしましたのは、知事命令を出された箇所と、あと一つは、開発が行われている箇所があの部分で同一化されておりますので、知事命令を出された部分についての土砂が、その後増嵩したかどうかについては、市として確認し難いといった答弁をしたものでございます。私と市長の印象といたしましては、全体として、あれだけ高く土砂が積み上がっているといった現状につきましては危惧しておるところでございますので、その旨を申し上げたものでございます。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
何だか福岡県議会で質問しているような気分になってきましたね。でたらめじゃないですか。
隣接する中尾建設の用地造成工事の土砂の高さはどのくらいですか。
○議長（城丸秀高）
都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
隣接する中尾建設の用地造成の土砂の高さというところですけども、現在、最終的な計画高よりも高い状態につきましては、詳細な計測はできておりません。

しかしながら、あくまでも推定の数値となりますが、盛土の隣接する建物の高さを参考にいたしますと、盛土高は約２５メートル程度だと思われます。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
計画高を伺います。
○議長（城丸秀高）
都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
開発申請図の図面から判断いたしますけど、計画高は現地盤高より７．７メートルとなっております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
これは何倍ですか。
○議長（城丸秀高）
都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
約３倍になります。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
底地面積はどうですか。
○議長（城丸秀高）
都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
計画における開発区域の面積は８２５３．３平米ですけども、実際に測量しておりませんので、その分については把握しておりません。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
高さが分かりました。底地面積も分かりました。用地造成工事に必要な土量は幾らですか。
○議長（城丸秀高）
都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
開発申請の際に事業者から提出された図面から算出した土量につきましては、約３万８千立米となっております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
経済建設委員会では分からん、分からんと言っていましたね。どうやって分かったんですか。
○議長（城丸秀高）
都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
先ほどの答弁ですけども、開発申請時に図面が提出されております。その分を今回改めて算出

した土量でございます。
○議長（城丸秀髙）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　私は福岡県から情報開示請求で入手した資料でその数字を確認しました。当初申請時に３万８千立米という数字はなかったと思います。福岡県が責任を持って出した数字が３万８千立米なんです。計画高まで切り下げなさい、それまでは土砂搬入中止をと、片峯市長名で申し入れたのが令和２年１０月３０日でした。
　実は、福岡県がそれより前に立入り調査した報告書を日本共産党として入手しました。それにはこう書いているんですよ。埋立て状況としては約１３メートル程度盛土しており、計画高さより約６メートル高く、仮置きしている状況だったので―――、ここからですよ、計画高さまで改善するように指示をしたと書いてあるんですよ。福岡県がですよ。都市計画課ですよ。福岡県の指導はこのときまではまともだったのでしょうか。いつどういう事情で変わったのでしょうか。
　現在、搬入土砂量はどのくらいですか。
○議長（城丸秀髙）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　今、質問議員がおっしゃられる県の見解という部分ですけども、先日、経済建設委員会の中でも、我々のほうが報告させていただいております。今おっしゃられるように、盛土の現況の高さ、土量の状況等を把握しているのか、これは市から県のほうに質問しているんですけども、協議日は令和８年７月１４日です。協議先は、福岡県開発盛土指導課に訪問して、県に対して、市のほうから質問しております。
　併せまして、計画高を長期間において超過していることに問題はないのかというふうなことを我々のほうから県に問いかけております。その時点で、県からの回答としましては、都市計画法上許可を受けた開発行為が進行中であり、許可の範囲内で施工が行われるとの認識に基づき、法に違反する行為がないというふうな回答を受けております。
　しかしながら、市としましては、今、質問議員が言われますように、住民の不安が継続していることを踏まえ、今の現状の高さであったりとか、そういったところは、県のほうにしっかり情報共有を図っていきたいというふうに考えております。
○議長（城丸秀髙）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　だから、内部監査を、内部検証を要求しようよと言っているわけですよ、住民の皆さんは。住民の生命と財産を脅かし、危険を顧みずに土砂を積み上げて、それでも収まり切れない土砂を土砂搬入中止命令区域に重機で押し込む。業者の懐にはお金が入る。福岡県も飯塚市も百も承知じゃないですか。なぜ２つの知事命令を貫徹できないんでしょうか。どう思いますか。
○議長（城丸秀髙）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　繰り返しの答弁となり恐縮でございますけども、福岡県からは、土砂埋立て事業につきましては、土砂搬入中止命令が発出されておりますので、外部からの土砂搬入は行われていないということをお聞きいたしております。
　また、防災対策工事の措置命令につきましては完了しておりませんが、事業者につきましては、福岡県の指導を受けて、少しずつではありますが、対応しているという認識を持たれているのではないかと考えております。

○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　福岡県はそんなに生易しくないですよ。政治家でも絡んでいないのか心配されるわけですよ。
　福岡市のアイランドシティでの公共工事で発生した土砂を、処分業者が２月１１日の休日、野見山産業株式会社の区域にダンプ４８台分搬入しました。地元の皆さんの指摘を受けた福岡市は直ちに全量撤去を決定、３月１４日には地元公民館で住民説明会を行い、併せて、福岡県の農山漁村振興課の係長に面会して事情を説明。その際、土砂搬入中止命令の周知を求める要請書を提出したいと協議したわけです。これに対して、福岡県の係長は、その土砂は中尾建設に搬入されたものであり問題はない。要請書は必要ないと拒否したことが、福岡県と福岡市の資料でそれぞれ確認できました。２つの知事命令の存在そのものを隠蔽したいのかと思わざるを得ないわけです。この件についてどう思いますか。
○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　ただいま質問された内容につきましては、同様の経緯を確認しております。しかしながら、このことが、福岡県が知事命令の存在そのものを隠匿されようとしているかどうかは判断いたしかねます。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　市民環境部長名で令和８年７月６日付、福岡県飯塚農林事務所林業振興課長宛てに出した文書を紹介してください。
○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例に基づく筑穂元吉での土砂埋立て事業における福岡県の対応について（依頼）という表題で、内容につきましては、土砂埋立て事業につきましては、貴職より事業者に対して、令和４年８月５日付で防災対策工事の措置命令及び土砂搬入の中止命令が発出されており、現在も土砂搬出及び防災対策工事の迅速対応等について指導いただいているところと存じます。
　しかしながら、本年６月下旬の大雨の影響により、事業地外への土砂流出は発生しておりませんが、事業地の一部が崩壊する状況となっており、今後も大雨等の影響が懸念され、周辺住民の不安も高まっていることから、一日も早く事業が完了するよう、より一層の指導強化をお願いいたします。
　また、当該事業地に隣接して都市計画法に基づく開発行為に係る造成工事が実施されておりますが、当該事業に対して、上記のとおり措置命令、搬入中止命令が発出されている現状に鑑み、今後も関係部署間で緊密に連携して対応していただきますようお願いいたしますという内容で文書を発出しております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　それは７月６日付なんですね。農林事務所は７月７日付受理になっています。私、川上は、７月９日に情報開示請求をしました。福岡県は文書不存在の決定で、非開示決定を出してきたんですよ。それで、そんなはずはないということで、重ねて請求しました。そして出てきたのがこ

れです。市民環境部長の名前があるでしょう。消しているでしょう。消しているところを教えてください。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
今、議員がご提示いただいている文書につきましては、確かに部長名で発出した文書でございます。私が発出した文書と比較して申し上げますと、中段の部分につきましては、「貴職より、事業者に対して令和４年８月５日付で防災対策工事の措置命令及び土砂搬入の中止命令が発出しており、」の部分であります。
下段の部分が、「上記のとおり措置命令、搬入中止命令が発出されている現状に鑑み、」の部分となります。先ほど、私が朗読して説明させていただいた文書と比較しますと、そのとおりということになります。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
福岡県知事がこれを塗り潰したんですよ、福岡県知事が。福岡県知事の命令、２つの命令を塗り潰しているんですよ。事業情報だとか言って。そんなんだったら、会社の名前を塗ればいいじゃないですか。
福岡県は２つの知事命令を明らかにすることが、福岡県情報公開条例の事業情報に該当するというわけですよ。
福岡県ホームページには、不利益処分について事情を公表し、対象者は隠しています。今回は野見山産業株式会社という名前は黒塗りをしていません。どういう状況か分かりますか。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
県の判断でございますけども、申し訳ございません、そこについては分かりかねます。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
私も分かりません。はっきりしていることは、県知事、服部誠太郎さんは、自分で出したこの問題の２つの命令を、県民に知らせたくないということが分かりました。ですから、内部検証を求めてもらいたいんですよ。
第５は、「大将陣公園横における産業廃棄物処理施設計画について」です。１点目は事業者の動向です。この間の状況を伺います。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
事業者の動向につきましては、定期的に福岡県に確認をさせていただいております。現在は、環境調査書の提出に向けて、県と事業者との間で協議を進められているということでございますが、正式な環境調査書の提出には至ってないということでございました。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
処理する廃棄物の対象は何か、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）

市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
処理する廃棄物の対象でございますが、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、動物系固形不要物、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、感染症廃棄物となっております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
特別管理廃棄物とは何か、この中に該当する物がありますか。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
特別管理産業廃棄物の種類といたしましては、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物などがございます。
今回の事業計画におきましては、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物が特別管理廃棄物に該当する物と思われます。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
これは、特別管理廃棄物というのはどういう性質の物ですか。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
特別管理廃棄物には、特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物がございます。特別管理一般廃棄物の種類といたしましては、ＰＣＢ使用部品、廃水銀、ばいじん、感染性一般廃棄物などがございます。
特別管理産業廃棄物の種類といたしましては、先ほども申しましたけども、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物などがございます。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
これは危険な物だという認識でしょうか。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
どういう危険性があるのかということで答弁させていただきたいと思います。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２１条の２に事故時の措置が規定されております。その中では、特定処理施設において、破損その他の事故が発生し、汚水、もしくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、または発散したことにより、生活環境の保全上の支障が生じ、または生ずるおそれがあるときの対応について規定されております。そういうところが危険性と考えられるところかと思います。
○議長（城丸秀高）
傍聴人に申し上げます。静粛にお願いいたします。
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）

この施設は特定施設に該当するのか、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
ただいま質問議員が言われる施設につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条に基づく施設のことをおっしゃっていると思いますが、そうであるのであるならば、今回の施設につきましては該当するものと思われます。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
該当するということなんですけども、該当した場合、どういう危険性があるんですか。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
危険性につきましては先ほど答弁させていただいたとおりでございますけども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２１条の２に事故時の措置が規定されております。その中では、特定処理施設において破損その他の事故が発生し、汚水もしくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、または発散したことにより、生活環境の保全上の支障が生じ、または生ずるおそれがあるときの対応について規定されております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
爆発性のことについての規定はないですか。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
申し訳ございません。そこまではちょっと把握ができておりません。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
桂川町とは連携を取っていると思います。建築基準法第５１条の協議はどうなっていますか。
○議長（城丸秀高）
都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
建築基準法第５１条の協議ということですけど、まず、建築基準法第５１条の条文について、読ませていただきます。
「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。」というふうに定められております。
協議につきましては、令和７年１０月２９日に、許可手続に係る事前相談として事業者の訪問を受けております。その際には、施設等に関する具体的な話はございませんでした。
○議長（城丸秀高）

１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
これは、第５１条のただし書の許可ということになってくると、飯塚市都市計画審議会にかかるんですか。
○議長（城丸秀高）
都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
手続上、飯塚市の都市計画審議会には諮られません。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
では、桂川町は都市計画審議会がないでしょう。どこで第５１条のただし書の許可をするんですか。
○議長（城丸秀高）
都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
桂川町に都市計画審議会の組織がなければ、一般的には県の都市計画審議会に諮られるものと考えております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
この業者は８月６日までに、桂川町、福岡県との事前協議を進めてきております。県土整備事務所がただし書の許可をどうすればできるかということを話しているわけですよ。そういうふうに言えば、そういうのが全部終わって、正式申請が来て、そして飯塚市に、市長、意見どうですかと言ったときには、市長が何と言おうと許可してしまうことになるんじゃないんですか。
（傍聴席で発言する者あり）
○議長（城丸秀高）
すみません、傍聴人はお静かに願います。静粛に願います。
（傍聴席で発言する者あり）
静粛に願います。
（傍聴席で発言する者あり）
傍聴人に申し上げます。議事について可否を表明したり、また騒ぎ立てることは禁止されております。静粛にお願いいたします。
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
今後、飯塚市のほうに意見を求められることがあった場合につきましては、しっかりと意見をつけて回答をさせていただきたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
それは後手に回るというわけですよ。
２点目は中止を求める取組についてです。飯塚市自治会連合会穂波支部は、昨年１月２０日付で武井市長宛て要望書を提出し、飯塚市長が県知事に許可しないことを求めるよう要望しています。いつ要望しますか。
○議長（城丸秀高）

市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づいて調査計画書が県に提出され、その後、県が指定地域を指定いたします。指定地域が指定されましたら、関係市町村長に意見照会があり、その際にしっかりと福岡県に意見を述べたいと考えております。
（発言する者あり）
○議長（城丸秀高）
川上議員、手を挙げてお願いします。
（発言する者あり）
暫時休憩いたします。

午後　３時４７分　休憩

午後　３時４８分　再開

○議長（城丸秀高）
本会議を再開いたします。市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
ただいま議員が申されます穂波地区からの要望等につきましてもしっかりと認識しております。このことにつきましても、意見を申し述べるときに、しっかりと意見を申し述べたいと考えております。
（発言する者あり）
住民の方から要望のあったことをしっかりと県に伝えたいと思っております。
○議長（城丸秀高）
会議時間を午後５時まで延長いたします。
１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
穂波支部の要望の中身は、強く建設反対の意見を述べていただくようにと言っています。このことははっきり押さえて、文書で出してもらったらどうでしょうか、添えて出す必要があると思うけど。
それで、この間、武井市長が県知事への要望を拒否し続けている中で、先ほど言いましたけど、事業者と福岡県の事前協議が着々と進んでいると。これは片峯市長が決意を述べたときに言った、後手に回らないという態度表明に、反するんじゃないかと思うわけです。
これは、先ほど土砂埋立て問題で言いましたけど、福岡市が福岡県から言われたわけですよ。言わば、中止命令をかけた区域ですという周知をしてくださいと言ったのに対して、余計なことをするなとでも言わんばかりの対応なんですよ。こういう福岡県の対応に、あるいは姿勢に、飯塚市は絶対負けられない。きちんと言ってもらいたいというふうに思います。
第６は、「新ごみ処理施設整備事業への本市の対応について」であります。１点目は計画の見直しについてです。住民説明会はいつ行われますか。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
ふくおか県央環境広域施設組合とごみ排出削減に関する住民意向調査を予定しており、素案に市民の意見を十分に反映できるものと考えております。
また、素案ができましたら、パブリックコメントも行う予定としておりますので、計画策定に

当たっての住民説明会については、実施する予定はございません。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　今回の新ごみ処理施設整備事業については、見直しは住民の視点で行う必要があるわけですよね。なぜか。住民が自らの廃棄物をどう処理するかについて、住民の知恵と責任が求められるからですよ。で、費用の負担も求めていくわけでしょう。求められるわけでしょう。当然ながら住民の視点で行わなければならない。その点でいえば、今の計画を十分に正しく情報提供しなければならんじゃないですか。それをやらないということですよ。
　そこで、キーワードが、２点目の一般廃棄物処理基本計画があるんですね。飯塚市の見直し完了はいつなんですか。
○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　今年７月１３日から８月７日まで一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する市民意識調査を、使用済み紙おむつの再資源化に関する意向調査を９月１日から１８日まで実施しております。
　今後は、ふくおか県央環境広域施設組合及び関係市町と共同でごみ排出量削減に関する住民意向調査を９月１７日から１０月２３日まで実施する予定としております。その調査結果を参考にいたしまして素案の作成を行い、その後、パブリックコメント方式での市民意見聴取を行う予定としております。スケジュールにつきましても、今後、見直しを行う方向で整理いたしております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　ふくおか県央環境広域施設組合は、２市１町がそれぞれ、嘉麻市は遅くなるかもしれませんけど、一般廃棄物処理基本計画の見直しが完了しなくても、その過程ですり合わせをして、この新ごみ処理施設の見直しに入るというふうに言っていますよね。ですから、私は、今スケジュール、おっしゃったんだけど、ふくおか県央環境広域施設組合との関係で、施設組合は飯塚市との協議をいつ終えるつもりなのかということをお聞きしたいと思います。
○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　令和７年１１月２６日に開会されたふくおか県央環境広域施設組合議会定例会で、新たなごみ処理施設建設に向けた施設整備計画の見直しが表明されましたが、現在は改めて整理する施設整備計画の根拠となる一般廃棄物処理基本計画の見直しが進められています。
　また、それに伴い、同組合の一般廃棄物処理基本計画の見直しも令和８年度末を目標に進められております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　今回のふくおか県央環境広域施設組合の見直しは、やってもいない正副組合長会議で見直しを決めたと言って議会に報告し、それで走り始めたのがきっかけでしょう。そうしておいて、住民説明会は議会で請願を議決しているのに、全会一致で。なのに、住民には何ら報告もせず、説明会をせずに、既に８月１０日にはこういうものをふくおか県央環境広域施設組合の特別委員会で配っている。どういうことなんですか。ちょっとこれを説明してください。

○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　ふくおか県央環境広域施設組合のごみ処理施設整備に関する特別委員会で配付されたスケジュールだと認識しております。その中での計画の項目につきましては、一般廃棄物処理基本計画の見直しの期間が掲載されており、本年度末までに完了する計画とされております。
　土木工事の項目につきましては、予算の提案後の新施設用地での境界標の復元業務、立木の伐採作業等、用地造成工事の実施設計期間が掲載されており、これらの作業期間は本年度９月から令和１０年度５月までの約２年間を想定して計画されております。
　建設工事の項目につきましては、予算提案後の新ごみ処理施設建設に係る計画支援業務で、主に新施設建設及び運営事業者を選定する支援業務の期間が記載されており、基本条件の見直しが本年１１月から令和９年２月まで、市場調査・要求水準書等資料作成が令和９年３月から９月まで、施設建設及び運営事業者選定業務が令和９年１０月から令和１０年５月までという資料となっております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　１１月までに業者を２つ、コンサルタントをもう選定すると言っているんですよ。この案でいえば。それから、運営事業者についてもですね、来年１０月からもう公募しますと言っているんですよ。このようなことが進んでいるのに、住民説明会もないんですよ。このようなところまで踏み込んでいるんですよ。なぜか、組合長が頑として休止しているのを、住民説明会ですよ、ずっと待ち続けるわけにいかないじゃないですか。
　そこで、ふくおか県央環境広域施設組合議会は住民説明会を求める請願、全会一致で採択しており、まず組合議会として、説明会を行うよう求めるつもりです。
　市長は何か困ることがあるか、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　新ごみ処理施設建設に伴う住民説明会は、ふくおか県央環境広域施設組合の業務と考えておりますので、本市独自で行う説明会は検討しておりませんが、ふくおか県央環境広域施設組合で説明会を開催される場合は、関係市町と連携して協力してまいります。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　ふくおか県央環境広域施設組合議会の議長が、あるいは特別委員長が主催して住民説明会をしたいというときは協力するんですか。
○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　その件につきましては、ふくおか県央環境広域施設組合のほうで判断されることかと思いますので、そちらのほうにつきましては、その判断によるものだと考えております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　ふくおか県央環境広域施設組合議会の議長ないし、特別委員会の委員長が主催してやろうとい

うときには飯塚市はぜひ協力してください。
　次、最後になりますけども、第３に戻ります。「震災対策について」です。１点目は、被害想定についてです。昨年９月策定の福岡県の調査報告書に想定地震と被害予測が示されています。市長はどう受け止めていますか。
○議長（城丸秀高）
　総務部長。
○総務部長（日高政徳）
　７つの県内の主要活断層におきまして、本市において最も影響が大きいとされる西山断層帯による地震の被害想定では、最大震度は６強から７に、全壊・全焼は１４００棟から２８００棟に、半壊は１千棟から７６００棟に、避難者は２７００名から１万３千名にそれぞれ増加しております。
　なお、死者数は１００名で据置き、負傷者数は１６００名から１４００名に減少しております。
　想定以上のリスクの大きさに強い危機感を抱くと同時に、早急な対策の必要性を感じておるところでございます。
　本年５月２５日に開催された飯塚市防災会議において、福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書では、本市における被害想定が大きく増加していることについて説明を行いまして、飯塚市備蓄基本計画の変更のほうを行っております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　企業管理者はどうですか。
○議長（城丸秀高）
　企業局次長。
○企業局次長（上野恭裕）
　同じく、福岡県が発表された地震に関する防災アセスメント調査報告書の被害想定では、上水・下水ともに大規模な被害が想定されております。
　地震の規模によっては想定以上の被害も考えられますので、飯塚市地域防災計画の応急対策を基本に被害状況を鑑み、適切な対応を講じていく必要があると考えております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　２点目は避難についてです。避難所については「ＴＫＢ４８」が大切と言われています。どういうことですか。
○議長（城丸秀高）
　総務部長。
○総務部長（日高政徳）
　避難所における災害関連死を防ぎ、プライバシーや生命を守るためにも、「ＴＫＢ」、トイレ、キッチン、ベッドの４８時間以内での確保が極めて重要であるというふうに認識をしております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　「Ｔ」はトイレですね。トイレの体制はどうですか。
○議長（城丸秀高）
　総務部長。
○総務部長（日高政徳）

トイレの体制といたしましては、男女別で比率を男性が１、女性が３となるようにします。避難所の長期開設が見込まれる場合や、照明や防犯ブザーを備えた仮設トイレを設置することといたしたいと思っております。

断水や停電などで既設トイレが利用できない場合に備え、簡易トイレや凝固剤のほうを備蓄しております。

○議長（城丸秀高）

１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

「Ｋ」、キッチン、調理場の体制はどうですか。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（日高政徳）

災害時におけるキッチンの必要性は、単に食事をつくるということにとどまらず、被災者の心身の健康維持、避難所の運営の円滑化、そして生活再建への意欲向上において、極めて重要な意味を持っていると考えております。

地震等の影響で断水や停電などで利用できない場合の対応として、食料備蓄として、おにぎり、パンなどの主食、インスタントみそ汁などの副食のほか、おかゆなどの要配慮者用主食を整備しております。

また、災害時協定に基づき民間業者からの流通備蓄を確保するほか、炊き出し等により賄っていきたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

「Ｂ」、段ボールベッドとパーティションの体制はどうなっていますか。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（日高政徳）

段ボールベッドとパーティションということでございますが、まず、避難所におけるパーティションの必要性としましては、簡易ベッドと同様に、その重要性が深く認識されております。プライバシーの確保と精神的なストレスの軽減など、避難所において重要だと考えております。本市においても、パーティションの備蓄を整備いたしております。

また、避難所用の簡易ベッドは単なる快適性の向上だけではなく、命や健康を守るための極めて重要な防災資機材となっております。本市におきましても簡易ベッドの備蓄を整備いたしております。

○議長（城丸秀高）

１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

応急の給水体制はどうでしょうか。

○議長（城丸秀高）

企業局次長。

○企業局次長（上野恭裕）

応急給水の関係で言いますと、現在、企業局においては、給水車が１台、それから給水タンクが、１．２トンが６基、それから１トンの給水タンクが１基、組立て式が３基、それから０．７トンですが、これが３基、０．３トンが２基を装備しております。

被災した場合におきましては、被災していない浄水場でまず給水車による給水を行い、被災し

ている断水区域に給水拠点を設置し、給水車による応急給水を行うこととしております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　新体育館のほうに貯水槽があるんですか。
○議長（城丸秀高）
　総務部長。
○総務部長（日高政徳）
　すみません、新体育館の近くの貯水槽につきましては、把握しておりません。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　そこで、事前に手動ポンプの計画的設置の検討はどうでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　総務部長。
○総務部長（日高政徳）
　井戸の手動ポンプの設置計画につきましては、計画はございません。また、今後も現在のところ設置する予定もございません。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　例えば、花瀬公園にと要望があったことを紹介しておきます。計画的に手動ポンプを整備するのは意義があることだと思います。企業局管理の穂波地区高田の井戸が利用できないでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　企業局次長。
○企業局次長（上野恭裕）
　原水を取るための井戸でありますので、手動ポンプの設置については計画ができないものと考えています。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　手動でなくてもいいんですよ。
○議長（城丸秀高）
　企業局次長。
○企業局次長（上野恭裕）
　防災に対応するための井戸として活用することはできないと考えております。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　実際に大地震が起こったときにそんなことが言っていられますか。
　それから、例えば市が管理する伊川温泉の井戸、これはどうですか。
○議長（城丸秀高）
　経済部長。
○経済部長（林　利恵）
　飯塚市社会福祉協議会が管理する「伊川の郷」に、飯塚市がポンプで温泉水をくみ上げて供給

しておりました。しかしながら、伊川の郷の温泉がボイラー故障のために、令和５年２月に装置の中止届が本市に提出されて以降、配湯を中止しております。

その後は、本市ポンプ場につきましては、ほかに供給施設がないために温泉水のくみ上げは停止しているところです。

○議長（城丸秀高）

１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

筑穂地区内野の旧長崎屋敷地内にある古井戸の活用はどうですか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林　利恵）

内野宿の長崎屋に古井戸があることは承知しております。いつ頃まで使用していたかが不明であり、水質検査等も行っていないことから、落下防止等の安全面を考慮して簡易的に蓋をかぶせて、現在は使用できない状況となっております。

両施設においても震災における緊急時においては、衛生面を考慮すると現実的には難しいものと考えております。

○議長（城丸秀高）

１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

市長、今お聞きになったようなありさまなんですよ。

それで、本気の対策をすぐ始めてほしいというふうに要望して、一般質問を終わります。

○議長（城丸秀高）

２４番　小幡俊之議員より、本日の会議を欠席する旨の届出があっておりますので、質問通告は取り下げられたものとみなします。

本日は議事の都合により一般質問をこれにて打ち切り、明９月１１日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　４時１３分　散会

◎　出席及び欠席議員

（　出席議員　２４名　）

１番	城　丸　秀　髙	１５番	赤　尾　嘉　則
２番	深　町　善　文	１６番	土　居　幸　則
３番	光　根　正　宣	１７番	吉　松　信　之
４番	奥　山　亮　一	１８番	吉　田　健　一
７番	藤　間　隆　太	１９番	田　中　博　文
８番	藤　堂　　彰	２０番	鯉　川　信　二
９番	佐　藤　清　和	２１番	秀　村　長　利
１０番	田　中　武　春	２２番	永　末　雄　大
１１番	川　上　直　喜	２３番	兼　本　芳　雄
１２番	金　子　加　代	２５番	江　口　　徹
１３番	石　川　華　子	２６番	瀬　戸　　元
１４番	田　中　裕　二	２８番	道　祖　　満

（　欠席議員　　２名　）

２４番	小　幡　俊　之
２７番	坂　平　末　雄

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	兼丸義経		
議会事務局次長	岩熊一昌	議事調査係長	安藤　良
議事総務係長	宮山哲明	書記	伊藤裕美
書記	加世堂沙織	書記	藤嶋祐也

◎　説明のため出席した者

市長	武井政一	企業局次長	上野恭裕
副市長	久世賢治		
副市長	許斐博史		
教育長	桑原昭佳		
企業管理者	石田愼二		
総務部長	日高政徳		
行政経営部長	福田憲一		
市民協働部長	小川敬一		
市民環境部長	田中善広		
経済部長	林　利恵		
こども未来部長	榊　敏江		
福祉部長	東　剛史		
都市建設部長	大井慎二		
教育部長	小西由孝		
企業政策室長	落合幸司		
公営競技事業所長	木村尊治		